

福祉文教委員会会議録

令和3年6月21日(月)

(開会) 10:05

(閉会) 16:36

【案件】

1. 議案第65号 飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例の一部を改正する条例
2. 議案第72号 令和3年度 飯塚市一般会計補正予算(第4号)

【所管事務調査】

1. 児童虐待について
2. 学校でのマスク着用について

【報告事項】

1. 飯塚市3児童死亡事例検証委員会の設置について 【子育て支援課】
2. 保育所の働き方改革コンサルティング業務の実証に関する連携協定について 【子育て支援政策課】
3. 福祉関連事業所等のPCR検査事業の実施について 【高齢介護課】
4. 令和2年度障がい者就労施設等からの物品等調達実績について 【社会・障がい者福祉課】
5. 生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件の福岡地方裁判所判決について 【生活支援課】
6. 財政見直しについて 【財政課】
7. 飯塚市公共施設等のあり方に関する関連計画(改訂版)の策定について 【財産活用課】

○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

「議案第65号 飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

「議案第65号 飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。議案書の17ページをお願いいたします。本案は、飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニーと飯塚市庄内交流センターを複合化するに当たり、庄内保健福祉総合センターハーモニーについて、施設の管理区分及び休館日の変更を行うため、条例の一部を改正するため、提出するものでございます。飯塚市庄内保健福祉センターハーモニーと飯塚市庄内交流センターは、令和4年度より2つの施設を複合化して運営することを予定しております。施設の複合化に当たり、ハーモニーと交流センターそれぞれが施設管理を行う部分について、浴室、運動指導室をハーモニーの管理とし、その他の貸し室については、交流センターが管理を行うことにしております。また休館日につきましては、年末年始のほか、現在、ハーモニーでは、毎月第2日曜日であった休館日を、庄内交流センターに合わせ、第2、第4日曜日に改めるものでございます。

主な改正内容について、ご説明いたします。議案書19ページに、新旧対照表をおつけしております。第4条第1項第1号につきまして、毎月の第2日曜日及び第4日曜日に文言を改めます。次に、第6条につきましては、施設の管理箇所は、浴室、運動指導室になりましたことから、利用許可の変更など必要がなくなったため、第12条につきましても、同様に主催や講演等の利用減免の区分を設ける必要がなくなったため、それぞれ文言等の整理を行っておりますのでございます。最後に、別表につきましては、浴室、運動指導室を除く貸し室についての記

述を削除しております。以上簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。この2つの施設の複合化に至る、決断するに至る経過をお尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

庄内交流センターにつきましては、飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画におきまして、地域の拠点にある交流センターと類似の機能を有している庄内保健福祉総合センターハーモニーへ移転・統合することとされております。それを受けまして、近畿大学建築デザイン学科の協力を得まして、まちづくり協議会、飯塚市、近畿大学の3者で庄内まちづくりワークショップという協議体を設立いたしまして、ハーモニーへの移転・統合に向けた基本構想を策定したところでございます。

○川上委員

今、ワークショップと言われました。計画が先にあつて、その計画の具体化のためにワークショップをしたという説明なんですけれども、もともと計画をつくる段階で、地域住民の皆さんの声をどのように反映しておったのか、お尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

この複合化の計画を策定するに当たりまして、まちづくり協議会にお願いいたしまして、ワークショップをつくるために、ワークショップに参加いただく代表者6名を選出いただいております。近畿大学からは学生さん、建築デザイン学科の学生、そして飯塚市からは今回、施設整備及び周辺地域に関係のある課、具体的に言いますと生涯学習課、社会・障がい者福祉課、そして庄内交流センター長で構成したワークショップをつくっております。このワークショップにつきましては、平成30年度から令和元年度までの2年間、計13回実施をいたしております。その間、住民への報告会、自治会、まち協との意見交換会を1回実施し、意見聴取を行っているところでございます。

○川上委員

それはわかりました。それでさっきお聞きしたのは、第3次計画をつくる際に、地域の住民の声、要求はどういうふうに反映させられようとしたのか、それをお尋ねしたんですけど、わかりますか。

○社会・障がい者福祉課長

恐れ入ります。第3次実施計画を策定したときに、住民の意見を取り入れたかということに関しては、恐れ入りますが、把握しておりません。

○川上委員

ワークショップのことはわかりました。それで、今回の複合化によって、地域住民にとってどういうメリットがあるのか検討されてきていると思いますので、紹介してください。

○社会・障がい者福祉課長

ハーモニーにつきましては、先ほど申しましたワークショップでいただいた意見などをもとに改修をされます。ワークショップあたりでは、交流スペースが限られていると、そういった意見もいろいろありましたので、そういった部分を取り入れております。また、ハーモニーの管理に係る部分で申し上げますと、浴室につきましては老朽化が進んでおりましたけれども、浴室、ボイラー設備等々の更新、また食堂などもリニューアルする予定というふうになっておりますので、ご利用いただく皆様にとっては、よりよいものに改善されるようになっております。

○川上委員

今2つ住民の皆さんに喜んでいただけるだろうというのが出たと思うんだけど、最初のほうは何でしたかね。

○社会・障がい者福祉課長

交流スペースが限られているというようなことでございました。

○川上委員

交流スペースが限られている。よさを聞いたんですよ。普通に言えばメリット、今回の複合化によるメリットはどういった点があるかと聞いたら、今2つおっしゃったんだけど、前者のほうは、今答弁されたように、ちょっと意味がわからないので、ちょっとわかるように答弁をお願いしていいですか。

○社会・障がい者福祉課長

意見としていただいております交流スペースが限られているといったこともありまして、その部屋をリニューアルする、貸し室をリニューアルするに当たりまして、少し大きめの部屋をたくさん設けるであるとか、正面入り口のホールを広くとるでありますとか、そういったことが考えられているようでございます。ですので、住民の皆さんとしては、交流しやすいような設備に変わっていくというふうに考えております。

○川上委員

今のお話は、今限られているけれども、今後、広くしていくところにメリットがあるということをおっしゃったんですかね。

○社会・障がい者福祉課長

そのように考えております。

○川上委員

そうすると、今後の課題ということが出てくると思うんだけど、2つ目のほうは、浴室がリニューアルされて喜ばれるということを言われたんですね。これは、今後のことですね。それでちょっとお聞きしたいのは、複合化以前にリニューアルというのはできたわけではないんですか、やろうと思えば。

○社会・障がい者福祉課長

今度の複合化以前にお風呂がリニューアルできたのではないかとということでございますけれども、確かにそのようでございますけれども、今回、全体的に建物の改修を行いますので、それに合わせてするというような判断をしたところでございます。

○川上委員

複合化に当たって、今後、今からでも手を入れないといけないと考える課題はないですか。

○社会・障がい者福祉課長

今後の課題ということでございますけれども、今、考えておりますのは、ハーモニー周辺には公共施設、図書館でありますとか、交流センターの別館でありますとか隣接しておりますけれども、これらとのつながりが無いというようなことが、ワークショップあたりでも意見が出ておりましたので、これらとの連携を通じて、このエリアの活性化を図る必要があるというふうに考えております。このことにつきましては、ワークショップは引き続き続けてまいりますので、こちらのほうで検討を進めていくというようなことにはなっております。

○川上委員

それはわかりました。近くに庄内小学校だとか、子どもの施設があることもあって、子育て支援センターとか、そういうところがあるところもあって、複合化する施設の前の歩道を横切って、当然ながら車が入ってくるという動線処理上の問題が生じると思うんですよ。これについては、何か検討していることがありますか。

○社会・障がい者福祉課長

施設の出入り口の交通につきましては、今のところ、そこまで検討には至っておりません。

委員おっしゃられたように、通学するお子さんなども通ることがあると思いますので、引き続き検討していきたいと思います。よろしく願いいたします。

○川上委員

ぜひ、そうしてもらいたいと思います。時間帯によると思うんだけど、例えば何時から大きいことをしますというふうになったときは、その直前の時間帯、直後の時間帯に子どもあるいは高齢者、障がいのある方の動線との矛盾が生じると思うんですね。交差が集中する可能性があるんで、その場合でも安全がきちんと確保できるような対策がいるのではないかとこのように思いますので、それは要望しておきたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第65号 飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第72号 令和3年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○生活支援課長

それでは、「議案第72号 令和3年度一般会計補正予算(第4号)」について、ご説明させていただきます。新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮された方々への支援策として、令和2年3月下旬より、社会福祉協議会によるコロナ特例での緊急小口資金及び総合支援資金の貸し付けが開始されておりました。その後、昨年7月より、総合支援資金の延長貸し付けが始まり、本年2月より、総合支援資金の再貸し付けが開始され、これら全ての貸し付けを受けられますと、1世帯当たり最大で200万円の貸し付けを受けることができるものでございます。長引くコロナ禍の中、これまで国による支援の拡充が図られてまいりましたが、この度、緊急小口資金、総合支援資金の貸し付けを全て受けられた世帯等で、引き続き生活に困窮しておられる世帯を対象に、世帯の就労による自立の助長と、それが困難な場合の生活保護の受給につなげることを目的としまして、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の給付が行われることとなりました。この支援金の給付に要する経費と、この事業が全額、国による補助事業となりますことから、歳入も合わせまして、予算の補正を行うものでございます。

では、資料に沿ってご説明させていただきます。議案第72号追加提案分と記載しております令和3年度補正予算資料の3ページをお願いいたします。表の下に記載しておりますとおり、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を補正するもので、一般会計で、6106万1千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を764億9248万6千円にするものでございます。

資料4ページの予算概要書をお願いします。まず歳入でございますが、国庫支出金につきましては、今回の補正の歳出事業費の財源として同額を補正しております。次に、歳出でございますが、民生費、社会福祉総務費、新型コロナウイルス感染症対策事業費の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費では、総合支援資金の借入れが限度額に達している世帯、再貸し付けについて不承認とされた世帯で、収入要件、資産要件、求職活動等要件を満たす世帯を対象に、世帯の人数に応じた支援金を最長3カ月間支給するものでございまして、申請受付等業務委託料、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金など、5896万

1千円を計上するものでございます。あわせて、職員の時間外勤務が想定されますので、210万円を計上いたしております。以上簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

先ほど説明の中では、緊急小口資金並びに総合支援資金の全てを借りてしまった場合、200万円になるという話があって、そこを使い切った方に対する、今回の措置なんだというお話がございました。片一方で、資料の4ページを見ると、これ、制度概要の2行目には、総合支援資金の借入額が限度額に達している世帯とございます。緊急小口資金も借りている必要があるということでいいのかどうか、ちょっと説明とこちらの記載がちょっと違うので、その確認をさせていただきますか。

○生活支援課長

社会福祉協議会の貸付金で、まだ全額を借りておられない方、申請がまだできる方につきましては、先に社会福祉協議会の貸付金の利用をお願いすることとなっております。

○江口委員

そうすると、支給対象世帯には、ここには総合支援資金しか書いていないんだけど、実際には、緊急小口資金も利用された方のみが対象になるということでしょうか。

○生活支援課長

委員おっしゃられるとおり、全ての貸付金をご利用になられた方で、中には再貸し付けでお断り、不決定となった方もおられますので、そういった方も、それ以上の貸し付けを利用されることができないということで、支給の対象には入ってまいります。

○江口委員

理解いたしました。ただ今回の自立支援金については、今言ったように、社協の分の貸し付け、資金の貸し付け、利用が前提だというお話になっています。他方で、厳しい方々からしてみれば、返す当てがないのに、借りなくてはいけないという不安があると思うんですね。国の制度なので、そのあたりは、しょうがない部分あるんだけど、そのあたりについて、生活支援課としてはどのように把握しておられますか。

○生活支援課長

確かに、社会福祉協議会の貸付金になりますので、後の返済のことを考えると不安とおっしゃる方もおられると思います。それ以上、借金をふやすことができない、なおかつ生活が成り立たないといった場合は、生活保護の相談をしてくださいというふうにご案内差し上げることになるかと考えております。

○江口委員

結果、生活保護に関しては多少ふえてきつつあるというふうな理解でよろしかったんですね。

○生活支援課長

生活保護の申請につきましては、昨年度実績でも、まだそこまで多くの生活保護受給世帯が増加に転じているということはありません。ただ、新型コロナウイルス感染症の影響ということで申請をされてある方も、ちょっと手元に正確な数字を持っていないんですけれども、十数件、前年度であったことは、ご報告させていただきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

社会福祉協議会の緊急小口資金等特別貸し付けを受けていたということが前提になると思うんですけど、本市では、その人数、世帯数は、どれぐらいありますか。

○生活支援課長

社会福祉協議会のほうからいただいています最新の件数となりますけれども、6月11日時点でご報告させていただきます。緊急小口資金貸付金が1527件、総合支援資金貸付金が初回と延長合わせまして2553件、総合支援資金再貸し付けが259件で、合計が4339件となっております。

○川上委員

緊急小口貸し付けを受けた件数が1527件と。それから総合支援が2553件、再貸し付けが259件。数字確認していいですか。

○生活支援課長

その件数で間違いございません。

○川上委員

そうすると、この今、説明を受けた3つの制度、再貸し付けを含めて3つと言いますが、母数となるというか、基礎となる件数は1527件が基礎となる数字になりますか。

○生活支援課長

支援金の主となる数字といたしましては、総合支援資金の再貸し付けを受けられた件数といったところになってくるかと思います。

○川上委員

この数字は、何の数字になるんですかね。

○生活支援課長

総合支援資金再貸し付けを受けられた259件になってまいります。

○川上委員

ちょっとよくわからないですね。緊急小口の1527件がベースにあって、上の総合支援が成り立っていくのではないかという理解をしているんですけど、間違っているんですかね。

○生活支援課長

社協の総合支援資金、緊急小口資金の貸付金については、最初に申請相談に来られたときに緊急小口資金については1回だけの貸付金になります。それで短期の生活の再建の見込みがあるとされる方については、まず緊急小口資金をご案内差し上げるようになります。それでも1カ月借りたけれど足りないと言われる方については、次から総合支援資金というような流れになっていくのが通常でございますけれども、先に総合支援資金のほうをお借りになられる方も中にはおられます。後から緊急小口資金を借りられるといったパターンも数は少ないですが、実際にあります。

○川上委員

そう考えると、数が少ないけれどもとおっしゃいましたが、緊急小口貸し付けを受けた方が、今言われた数字の大元になるのではないかなというふうに思ったんですね。それで、予算との関係になってきますけれども、再貸し付けを断られた方は何人か、把握がありますか。

○生活支援課長

6月7日に社会福祉協議会に再貸し付けを断られた方が何件おられるか確認したところ、2月19日からの間で1件だけということです。

○川上委員

わかりました。それで今回、支援金については、5430万円が計上されておりますけれども、これはどういう計算で、この数字がこの予算計上になったのかお尋ねします。

○生活支援課長

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の積算につきましては、支給対象となる総合支援資金再貸し付け申請者の補正予算算定時の6月7日時点の申請者数253名をもとに、国が示した世帯人数構成率を乗じて、単身世帯が157件、2人の世帯が46件、3人以上世

帯が50件と、世帯構成ごとの件数を求めました。これをしたのは、世帯の人数によって、単身世帯が月額6万円、2人世帯が月額8万円、3人以上の世帯が月額10万円と単価が異なってくるため、この件数を求めております。この世帯構成ごとの件数に、それぞれの月額単価と3カ月を乗じて得た5430万円を計上させていただいているところでございます。

○川上委員

確かに今言われた数字を足すと、253件という数字が出てくるわけですがけれども、この253件というふうに、いろんな数字上のものが出されておりますけれど、具体的に、アバウトなところはあろうかと思うけれど、対象になる可能性のある方々は特定できるわけではないんですか。

○生活支援課長

対象となる方々は、1回は生活支援資金の再貸し付けの申請をなされた方全てになってきますので、特定はできるものと考えております。

○川上委員

それ以外に、新たにそういう局面にという方がおられますかね。プラスアルファと言ったら失礼ですけど。そのほかの方がおりますかね。

○生活支援課長

正確に対象を申し上げますと、6月いっぱいには再貸し付けの申請をされる方全てが、まず対象になってまいります。それから、申請受け付け最終月の8月、これまでに再貸し付けの申請をされて、不決定となった方についても、支援金の対象、給付の対象に入ってくるものです。

○川上委員

これから申請してという方々の把握はもちろん難しいかもしれませんが、現状では大半把握ができるわけですね。そうすると、一般的にホームページ、国のそれもありますけど、厚生労働省のものもあるし、予算が決まれば、市もホームページに載せるんでしょうけれど、特定のその方々に制度紹介をする、個別の対応で。そういうことは考えていますか。

○生活支援課長

現在のところでは、個別対応とまでの考えでの予算計上はさせていただいておりません。今後、周知方法としましては、先ほどおっしゃいました市のホームページと、それからSNS、ライン、フェイスブックによる周知、それから8月号の市報に載せる予定にしておるところでございます。

○川上委員

確かに貸し付けのほうは、社会福祉協議会の事業なので、そこで得られた個人情報を飯塚市が入手して、飯塚市の事業として、実施主体は市町村でしょう、これは。だから飯塚市が、その個人情報によって通知案内をするというのは、不相当だと思われるんですけど、社会福祉協議会が社会福祉協議会として、国、そして市の事業がこういうものが始まりましたということ、そういう方々に社会福祉協議会が周知することは難しいですか。

○生活支援課長

その社会福祉協議会によります通知について、ちょっと事前に打ち合わせも行っておりませんことから、この場ではちょっと、それができるかできないかというご回答は、しかねるところでございます。

○川上委員

250くらいの対象に対し、アバウトにホームページだとか、SNSで紹介すると。先ほど言われたように、これからという方々もありますから、それはそれで大事だと思うんだけど、現状では大半の方々に個別に制度の連絡がいかないというのは、事業の進め方としては、ちょっと残念だなというふうに思うんですね。したがって、個人情報の取り扱いは、非常に重要ですので、慎重でなければなりませんけれども、社会福祉協議会とよく協議をして、できる限り

のことは工夫する必要があるのではないかというふうに思います。それから、もう一つは、この1527件、2553件、259件という件数があるわけですが、今、問題にしている253という件数、見込みを言われましたけれど、その中で、既に貸し付けに対する返済、返還がもう始まっている方々がどれぐらいおられるかどうかというのは、把握ができていますか。

○生活支援課長

このコロナ特例によります、社会福祉協議会の貸付金につきましては、昨年当初に始まったときに、貸し付けを受けられた方につきましても、返済が一番最初に始まる方は、令和4年の4月以降になってきます。現在のところは、まだ返済が始まっている方はおられないと思います。

○川上委員

緊急小口の場合は、返済据え置きが1年というのはなかったですか。

○生活支援課長

最初はそういう国からも案内が来ておまして、貸し付けを受けに来られる方にも、そのご説明を差し上げていたところなんですけれども、コロナ禍の影響が長引く中で、その後国のほうから、そこを1年先に延ばされる通知が届いております。

○川上委員

そのことについては、先ほど個別的対応が個人情報取り扱いについて注意しながらというのを申しあげましたけれど、その方々も含めて、今言われた据置期間の延長の問題等、周知する必要があると思うけど、もう一つ、返還免除の手続があると思うんですね。その制度もあるし、手続もあると思うんだけど。ということは、その手続はまだ始まっていないということでしょうか。

○生活支援課長

返済がまだ始まっておりませんので、委員おっしゃられるとおり、まだ返還免除の手続も始まっていないものと思われま。

○川上委員

この非常に狭い、対象者が非常に制約された、何か言われていました、宝くじに当たるより難しいですねと言っていましたけれど、この制度は、そもそも生活保護制度への移行が前提の制度なんですか。

○生活支援課長

この制度の該当者につきましては、求職活動の要件というものが一つ設けられております。その中で求職活動ができないといった対象者の方につきましては、生活のめどが立たないのであれば、生活保護を申請してくださいという方法も、求職活動等の要件の一つにあがっております。

○川上委員

生活保護は、最後のセーフティーネットですから、当然のことではあるんですけども、今の答弁は、前提ではないけれども、リバースモーゲージみたいな感じではないけれども、必要なときには保護を受けられますよということなんです。今、おっしゃった求職等の要件について、国が非常にわかりにくい要件を示しているではないですか。生活保護の前に、こういう言い方をしているでしょう。ハローワークに求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うことと書いています。この誠実かつ熱心というのは、どこが、誰が評価をするわけですか。責任者としては。

○生活支援課長

支援金の給付を受けられた対象者の方につきましては、初回は申請のときに、ハローワークの登録状況等を確認することになっております。2カ月目、3カ月目の給付を受けられるときは、生活困窮者自立支援相談室の面談を受けていただくことになっております。その中で、ハ

ローワークでの求職活動状況、そういったものも確認させていただくことになっております。

○川上委員

ということは、誰が誠実であるか、熱心であるかは判断することになるのか、もう一度、お願いします。

○生活支援課長

ハローワークでの月2回の求職活動という部分と、具体的な部分として示されておりますところには、毎週1回以上の求人先への応募もしくは面接を受けること、原則としてですね、そういった活動をしてくださいということが盛り込まれております。

○川上委員

毎週1回、求人先の面接をするわけですか。そう言われましたかね。

○生活支援課長

求人先への応募の申し込み、または面接というふうになっております。

○川上委員

これを誰が評価するんですか。誠実である、あるいは熱心であるというのは、誰が評価するかを先ほどから聞いています。

○生活支援課長

求職活動の面談を聞き取りする生活困窮者自立支援相談室のほうになります。

○川上委員

その自立支援相談室というのは何ですかね。市の機構の中では、どういう位置にあるわけですか、それは。

○生活支援課長

生活自立支援相談室につきましては、生活自立支援法の規定によりまして、生活困窮者の相談受付業務をする相談室になります。

○川上委員

そこが誠実かつ、かつなんですね、これね。熱心ということに該当するかどうかを、そこが判断するわけですか。その室と言われるけれど、室と言われるから室長がおられるのかな。その責任者が、最終的に判断するわけですか。

○生活支援課長

今、この給付金の求職活動状況等の聞き取り等の要件につきましては、住居確保給付金事業というのがあるんですけども、その求職活動等の要件の確認に準じて行われる内容となっております。既に生活自立支援相談室では、その住居確保給付金の支援者に対しまして、月々の2カ月目、3カ月目の面談で、そういった確認を行っておりまして、類似した、この支援金につきましても、そういった類似した内容での確認を行わせていただくことになってまいります。

○川上委員

生活自立支援相談室は何人で構成しているんですか。

○生活支援課長

現在、従事者は4名おられます。

○川上委員

それは4人で、対象の方々が誠実かつ熱心かどうかを、さっき少し言われた判定の目安があるんでしょうけれど、それを出し合って、そうであるかどうかを、そこの責任者が決めるわけですね。

○福祉部長

今、お話があっていましたがけれども、その判定というのはなかなか、ご本人が来られて、この人が真面目なのか不真面目なのかというのを、個人的な判断が非常に難しいと思います。ですが、今基準を申しましたように月1回以上自立支援相談機関での面接を受ける。月2回以上

の公共職業安定所の職業相談等を受ける。そしてちょっと厳しゅうございますが、原則週1回以上、求人先への応募を行う、または求人先の面接を行うというような、このような面接を受けたという職業相談の書類を提出していただいて、そこでもう判断するしかないかと思えます、正直。ですから、そういう書類の提出、それはどうしても求めるような形になる。それを担当者に提出していただいて、真摯に求職活動を行っていただいているというような判断になるのではないかなというふうに考えております。

○川上委員

今、目安として3つのことを言われたでしょう。それはさっきから聞いていないんですよ。聞いているのは、相談室長が、相談室の責任者が誠実かつ熱心であるかどうかについて最終判断を下すのですかと聞いているわけです。

○生活支援課長

その面談において、全く求職をやられていないというような方でも、そこに何らかの事情があるのかといったことの確認をさせていただくことになると思うんですよ。そこでもし、そこに示されております週1回の面接、それから応募といったものも原則として示されておるものでございますので、個別の事情によって、どうしてもそれが難しい事情があったというような確認ができるようなケースもあるかと思うんですよ。そこら辺は生活自立支援相談室のほうで、受給者の方のご事情を十分に確認させていただいたところで判断させていただくことになるかと思えます。そのご事情の内容につきましては、生活自立支援相談室が聞き取りをされて、資料を作成されますけれども、その資料に基づきまして、私ども、市のほうで最終的に決定を判断するということになってまいります。

○川上委員

答弁を変えるんですね。それで、そのこのところをなぜ問題にするかということ、恐らくは、ぎりぎりの暮らしの状態にある方々ですよ。それで、福祉部長がさっき答弁した3つのポイントというのは、目安というのは、生活保護の受給者に対する指導のそれと、余り変わらないでしょう。そういう何というか、質の話を、あなた方はしているわけですよ。生活支援課長が、このことについて所管していることからわかるように、そういう性質の問題です。ところが、国が市町村が主体の事業ですと言っているのに、本市は生活自立支援相談室というところに丸投げして、そして曖昧な基準に基づいて、誠実かつ熱心であるかどうかというようなことまで、判断の基本を任せていくと。そこから上がってきたことについて、了解するかしないかは、誰が判断するんですか。生活支援課長、あるいは福祉事務所長、福祉部長が判断するということなんですよ。けれども、こういう人の生死にかかわるところの事業を、こういうアバウトなというか、非常に主観的な判断が入りがちな、この誠実かつ熱心なところを任せてよいのかという気がするんですけど、その矛盾は感じませんか。

○生活支援課長

今おっしゃられますとおり、そこは主観的な判断になってくるということはあるかと思えますけれども、実際に上がってきました、その方の状況等を十分に確認させていただいて、寄り添う形での判断をさせていただきたいと思っております。

○川上委員

私は、今答弁を確認しますけれども、それは大事だと思うけれど、私は、福祉部というのは福祉部、生活支援課というのは生活支援課が、直接、公務員がこの事業については責任を負うべきであって、こういう大事な問題を、自立支援相談室に、まずしてもらって、その上で判断するというようなシステムは、非常に制度の趣旨から言えば、大きな矛盾があるのではないかと。これは、市が公務労働として、直接事業として、やるべき事業だろうと思えます。国の制度設計の中でも、必ずそうせよとは書いていないわけですよ。全国では、パソナだとか、いろんなところに生活保護のケースワークの仕事を委託をかけて、そして自立指導に成功すれば、特

別手当が出るような仕組みもあるようですが、そういったことにも走っていきかねないような状況があるので、今回の事業は、先ほど言いましたように、宝くじに当たるより難しいですねというふうに言われる声も聞きましたけれど、それと同時に、もっと深刻に考えないといけないというのは、こういう事業に市町村が公共団体が直接事業として責任を負わなくてはならないということだろうと思います。副市長、何か考えがとおりであれば、答弁を求めたいと思います。

○久世副市長

今、るる質問委員おっしゃられますように、コロナ禍において、非常に厳しい状況に置かれている方がたくさんいらっしゃると思います。そういった中で、先ほど求職の状況、熱意とか非常に抽象的で、これはいかなものかと私も思うところでございます。ただ、今回補正の中に職員の給与等も上がっておりますので、自立支援相談センターがそういった聞き取りとかも行いますが、当然、市のほうで責任を持って、この制度のほうは運用していきたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第72号 令和3年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:03

再 開 11:15

委員会を再開いたします。

江口委員から、「児童虐待について」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。江口委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。

○江口委員

伊川での3児の死亡事件がございました。この事件に関し、殺人で起訴されていた被告が傷害致死と死体遺棄容疑で、18日に再逮捕されています。この件に関しては、検証委員会も立ち上がっております。この件を含め、「児童虐待について」、そしてまたそれを防ぐための方策について、所管事務調査をさせていただきたいということで、委員長において、お取り計らいのほどよろしくお願ひします。よろしくお願ひいたします。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「児童虐待について」、所管事務調査を行うことに賛成の委員は、挙手願ひします。

(挙 手)

賛成多数。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「児童虐待について」を議題といたします。江口委員に質疑を許します。

○江口委員

本日、報告事項の1としてあがっております「飯塚市3児死亡事例検証委員会の設置について」の内容が、本調査に関係してまいりますので、執行部から、この件について先に報告をしていただき、質疑をあわせて行いたいと思います。委員長において、お取り計らいのほどよろしくお願ひいたします。

○委員長

お諮りいたします。案件に記載の報告事項の1「飯塚市3児童死亡事例検証委員会の設置について」、先に報告を受けることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「飯塚市3児童死亡事例検証委員会の設置について」報告を求めます。

○子育て支援課長

令和3年2月に市内等で発生した3児童死亡事例につきまして、事実関係を確認し、その検証を行うことにより、今後取り組むべき課題及び再発を防止するための方策などを検討するに当たり、有識者から意見を聴取するため、検証委員会を設置いたしました。検証委員会委員としまして、地域医療、児童虐待に精通した医師の2名を初め、弁護士、臨床心理士、地域福祉に精通した主任児童委員及び児童家庭福祉に精通した大学教授、各1名ずつの6名の方に委員委嘱をしております。令和3年6月3日に第1回目の委員会を開催し、検証委員会の目的、今後のスケジュール、検証の進め方などについて確認した後、事例の概要を説明いたしました。今後は、月1回のペースで検証委員会を開催し、令和4年1月をめどに、各委員の意見を取りまとめ、報告書を市長へ提出していただく予定でございます。以上簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

ただいまの報告を含め、「児童虐待について」の質疑を許します。

○江口委員

本事例については、非常に大きな関心事であり、非常に残念な事例であります。ただ、この事例について、議会への説明という点、結構少ないのかなと思っております。まず最初に、議会への連絡・説明について、公式にはどのような説明をされているのか、お聞かせいただけますか。

○子育て支援課長

2月下旬に事件が発生し、記者の要請により、市長が3月1日に記者会見を行っております。その時点で明確に公表されていた事実は、子ども3人が死亡したこと、父親がホテルから飛び降り、重傷を負い、鹿児島県の医療機関に収容されているということのみでございました。父親は入院中で逮捕もされておらず、逮捕容疑も2人の殺人容疑で、9歳男児の死因は病死の可能性が高く、動機等も不明でございました。議会において報告するといったしましても、議会は3月開会中の福祉文教委員会のみで、その際には、まだ殺人容疑がありましたが、逮捕されておらず、議員の皆様へ報告できる内容がございませんでした。4月26日に父親が逮捕され、その後に報告できる機会は、本日の福祉文教委員会が最初であったことから、検証委員会の設置とあわせて報告させていただくこととなったものでございます。

○江口委員

公式にはきょうが初めてということであり、今まで、いろんな事件とかあったときには、非公式に担当委員会であったりとか、担当の正副委員長とかには連絡があったかと思いません。この点については、どのようになされておりましたか。

○子育て支援課長

議長、副議長、福祉文教委員会の正副委員長、あと委員の方には非公式ではありますが、報告はさせていただいております。

○江口委員

その報告内容は、どういったものですか。

○子育て支援課長

事件の概要について、子どもさんが亡くなった事例について報告をしたものでございます。

○江口委員

では先ほど、記者会見をやったというお話でございました。また、それ以降も今回の再逮捕等を含めて、いろんな取材があっていることと思います。記者会見、そして取材に対してどのようなことについてお答えされたのか、その点、ご案内ください。

○子育て支援課長

3月の記者会見の直前は、3人の子どもが亡くなったというショッキングな事件であり、マスコミは虐待死を強く疑い、事件を防げなかった行政の責任を追及しようという姿勢が強く感じられておりました。捜査も開始されたばかりで、事実関係が明確でないことから、市として記者発表できる情報はごくわずかでありましたが、市が保有している情報を公表することで、少しでも市民の皆さんの憤りや不安を和らげることができればと考え、市長出席のもとで記者会見を行ったものでございます。

○江口委員

市民の不安を減らすために、マスコミへきちんと対応したということ、今お話になったんだけど、そのときに何をお話しになったのかということなんです。その点、いかがですか。

○子育て支援課長

記者会見では、この家庭と飯塚市とのかかわりについて、その時点で公表できることについて、例えば、前住所地からの転入した際のケース移管のことであったり、要対協での対応についてを記者会見でお話しさせていただいております。

○江口委員

例えばではなくて、お答えされたことを詳細にお答えいただけますか。

○子育て支援課長

記者会見では、この家庭とは飯塚市は、令和2年4月の転入時に、家庭児童相談員と面談したところから、かかわりがスタートしているということ。また、3歳男児、2歳女児につきましては、前住所地よりケース移管の通知があり、見守りの対象としていたこと。7月に、9歳男児が母親とともに本市に転入し、この児童につきましても、前住所地よりケース移管の通知があっており、本市においても見守り対象として接してきていたというようなことを会見でお話しさせていただいております。

○江口委員

それ以外にも、新聞報道ではありますよね。お答えになったことを、事実で結構なので、一つ一つ全てあげていただけますか。

○子育て支援課長

そのほかとして、この家族の家族構成として、令和2年4月に本市に転入してきた父親、3歳男子、2歳女児、そして7月に母親と転入してまいりました9歳男児、母親につきましては、7月に本市に転入してまいりましたが、12月には転出しております。そのほかとして、この家庭とは、父親と母親とは、それぞれ電話や来庁などで面談などを行い、見守りを継続しておりました。

○江口委員

新聞報道の中では、数十回コンタクトをとっていたんだけどというお話とかもありましたよね。今、お聞きしたのは記者会見、取材に関して、どういった事実をお伝えしたのかというお話をお聞きしたんです。今あげたように、漏れているところもあると思っています。今の部分を含めて、記者会見、取材に対してどのように、今お話しになったこと以外に何をお話しされたのか、お伝えしたのか。またあわせて、現状で、市として、お話しできる事実関係、検証委員会が立ち上がって、そこでも審査があるでしょうけれど、今の段階で、市として事実関係として確認できていること、その中でお話しできることについて、ご案内いただけますか。

○子育て支援課長

この家庭との連絡が100回以上あったということは、市長が記者会見で申し出ておりましたけれども、9歳男児につきましては、令和3年2月10日を最後に小学校を欠席しており、3歳男児、2歳女児につきましては、2月13日が保育施設に登園した最後の日となっております。この後についても、父親からは欠席の理由等の連絡を受けてきておりました。

○江口委員

ちょっと幾つか、新聞報道とかであがっている分について確認をしたいと思います。ここ数日の報道の中では、児相が大翔君が、8月に家出をしたということをつかんでいたという報道がございます。こちらについては、市としては確認していたのかどうか、お聞かせいただけますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:30

再 開 11:31

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

児童相談所より報告は受けておりました。

○江口委員

次に、ジャングルジムから落ちたという報道、落ちたということを使ったという報道がございます。こちらについては、学校側が、そういった連絡を受けていたというふうな形であるんですが、家庭児童相談室としては、その点については連絡を受けていたのかどうか、お聞かせいただけますか。

○子育て支援課長

その件につきましても、把握をしておりました。

○江口委員

次に、2月10日に足が痛いとして早退されたという報道があります。この点については、同じく、市としては把握をしていたのかどうか。あわせて先ほどのジャングルジムの件、そして今回の足が痛いという件について、市として確認していたのかどうかと、それとあと、児相への連絡、児童相談所に対して、そういったことがあったということを、市としては連絡をされたのかどうか、お聞かせいただけますか。

○子育て支援課長

今、おっしゃいました足が痛いという件につきましても、飯塚市のほうには報告が受けておりました。また、児童相談所とも、この件について連絡は取り合っておりました。

○江口委員

次に読売新聞によると、県警のほうでは、この大翔君に対する身体的虐待を、4回把握しているという報道があります。この件に関して、市としてはつかんでいたのかどうか、お聞かせいただけますか。

○子育て支援課長

4回という数字につきましては、警察がどのようにカウントしているのかがわかりませんので、確認はとれません。

○江口委員

同日の朝日新聞によると、児相に関しては、面前DV、心理的虐待に関しては把握していたんだけど、身体的虐待をうかがわせる情報はなかったという報道なんです。片一方で、読売新聞によると、県警は身体的虐待を把握していたということなんです。市としては、回数は別にして、身体的虐待に関して把握していたのかどうか、いかがですか。

○子育て支援課長

本市では、身体的虐待については把握しておりません。

○江口委員

もう一つ、6月19日の読売新聞では、ご飯を食べないという相談が、児童相談所に対して被告からあったという点が報道がなされています。この点については、市としては把握されていたのかどうか、いかがですか。

○子育て支援課長

把握しておりませんでした。

○江口委員

次に、検証委員会について、ちょっとお聞きしていきたいと思います。まず資料要求をさせていただきます。検証委員会については、要綱というふうな形でつくられたというふうなことをお聞きしております。まず、この検証委員会に関する要綱について、資料の提出を求めたいと思います。委員長においてお取り計らいのほどお願いいたします。

○委員長

執行部にお尋ねします。ただいま江口委員から要求がなっております資料は、提出できますか。

○子育て支援課長

提出させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員から要求がありました資料については、要求することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。資料は準備されていますので事務局に配付させます。間もなくサイドブックスのほうに掲載いたしますので、ご確認をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:38

再 開 11:38

委員会を再開いたします。

○江口委員

この検証委員会については、3月議会の一般質問の中で、田川市の事例などを引きながら、第三者機関でという形で求めておりました。今回、一部報道でもあったように、6名中3名が要保護児童対策協議会のメンバーであるというふうな形で、第三者機関ではないと、私のほうは思いますが、まず、これ第三者機関ではなく、内部の検証委員会というふうな形で理解はよろしいですかね。

○子育て支援課長

本市が独自に行う内部検証委員会であると考えております。

○江口委員

まず、なぜ第三者機関でないのか。3月議会の中では、やっぱり、いくら正しい判断とか、正しい検証がなされても、その外形が疑わせるようなものであったらまずいので、きちんと第三者機関でやるべきだという話をしています。そしてまた同様に、田川では第三者機関でやっておられるという事例を引きながら、お話をさせていただきました。今回、なぜ第三者機関でない形でやるのか、その点についてお答えいただけますか。

○子育て支援課長

この検証につきましては、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」に基づき、設置しております。この通知に

よりますと、市町村等が実施する検証は、事例に関係していた当事者間による内部検証であり、事例を通じて自己点検を行い、機関内における再発防止策を検討したり、都道府県の検証結果を受けて具体的に実施すべき改善策を検討したりするものであり、第三者による外部検証を念頭に置いた検証とは性質を異にするものとされており。また、特定の組織や個人の責任を追及するものでもないと考えております。

○江口委員

その通知について、私も存じてはいるのですが、片一方でこの通知がありながら、それでも第三者機関を選ばれている自治体が多くあるんだと思っています。田川市は、その一つだと思うんですね。なぜ第三者機関でやるかという、先ほど言ったように、その調査が身内による調査で、せっかくやる調査が疑われるものであってはならないからだと思います。その点については、どのように考えられたのですか。

○子育て支援課長

田川の検証委員会については、いろいろとお話を聞かせていただいております。またさまざまなご意見はあると思いますが、第三者委員にこだわり、地域性などを御存じない方などを委員にすることで、ほんの一部しか意見が出ず、その意見書が特定の方からの意見が主になったことで、その收拾に非常に苦労したという他の自治体からの参考意見もございました。本市としましては、この検証委員会のメンバーは、委員全員の皆様よりしっかりと意見聴取ができ、全員の総意による検証報告書ができ上がるものと考えております。

○江口委員

今、非常に苦労したというやつ、田川が非常に苦労したという話でしょうか。私、中を読ませていただきましたが、非常にしっかりと検証されていると思っているのですが、いかがですか。

○子育て支援課長

田川の検証報告書は拝見させていただいておりますけれども、立派なものだと感じております。

○江口委員

では少なくとも先ほど非常に苦労したというような、その收拾にという話については、田川ではないということですね。

人選の経緯、委員さんについては、資料で提出いただいております。委員の人選については、どのようになされたのかお聞かせください。

○子育て支援課長

委員の選考につきましては、飯塚医師会や福岡県弁護士会などの各団体から、児童虐待の問題に精通し、すぐれた見識を持つ方をご推薦いただいているものでございます。

○江口委員

その選任をお願いする際に、医師会の中にも、当然、この中に複数ドクターがおられて、お医者さんがおられて、ある意味、要保護児童対策協議会に入っておられる方もおられれば、入っておられない方もおられるわけです。地域をしっかりと知っているかどうか、ないし虐待についてしっかりと知っておられるかどうか、あると思うのですが、医師会に対して、弁護士会に対して、要保護児童対策協議会のメンバーではない方を選出していただきたいという要請はなされましたか。

○子育て支援課長

要対協のメンバーを外してくれというような要請はしておりません。

○江口委員

されていたら、同じ地域のことを知っておられる方々の中でも、第三者機関ではないよね、身内調査だよと疑う要素は外れたのではないかと考えています。あともう、それについては、

主任児童委員についても同様だと思っています。

次に、3月議会で、私のほうが述べていたのは、第三者機関でやるべきだということと、児童相談所でスーパーバイズをやったことのある経験者であるとか、弁護士であるとか、そして発達状況の確認ができていて虐待に強い医師であるとか、そういったメンバーのもとにしっかりとした検証を行っていただきたいと述べていました。今回、検証委員会の委員を見ると、児童相談所のスーパーバイズをやった経験者という方々については入っておりません。その点については、なぜでしょうか。

○子育て支援課長

県の児童相談所の担当者には、どなたか適任の方がいらっしゃらないかという相談をしたことはございますが、県からは、該当するようないないという回答をいただいております。

○江口委員

これ、田川の検証委員会に入っている元児相経験者に関しては、福岡市の職員でありました。実際には、きちんと探せばいるんだと思うんですよ。当然のことながら、欲しい人材だから探したと思われるわけですが、今からでも探されませんか。追加されませんか。

○子育て支援課長

追加の予定はございません。

○江口委員

副市長、担当課長はこのようにお答えになっておられるわけですが、先ほどわかったように、欲しいから県に相談されたというのは事実としてあったということなんです。とすると、スタートしたかもしれないんだけど、今あったのは、1回だけです。これから先、長い検証を行う中で、必要な人材であれば、今からでも確保すべきだと思います。またあわせて、先ほど指摘しましたが、本当にこのままの形でいいのかどうか。同じ出身母体というか、選出母体だとしても、医師会、そして主任児童委員の方、そして拠点病院の方に関しては、別な選出方法等もあり得るのではないかと考えています。その点について考え直していただきたいと思うわけですが、いかがですか。

○久世副市長

先ほどから担当課長が答弁してきたところでございます。質問委員ご紹介の田川市のほうでは、そういった形で委員構成があったというご紹介、3月議会の一般質問を私も拝読させていただいております。そういった中で、そういったご助言等もいただいた中で、飯塚市の今回の事例にとっては、担当部局で検討し、この委員が最適だろうということで、今回6名の委員で構成をさせていただいて、今、委員会がスタートしたところでございます。今から、この委員会が進んでいく中で、当然、委員会の中で問題等があれば、また検討すべきところは検討するというところで考えていきたいと考えております。

○江口委員

であれば、委員会の中で、やっぱり児相のスーパーバイズ経験者が必要だよという結論になったら、そこに関してはきちんとふやす、またあわせて委員構成についても考え直すというふうな形で、理解でよろしいですか。

○久世副市長

委員会の中で、また新たに加える、あるいは参考人招致とかいろんなやり方が、当然検討されると思うのですが、当面はこの6名で、今から協議を行っていくということでご理解いただきたいと思っております。

○江口委員

当面協議するんだけど、その中でそういった話が出れば、当然検討するのはやぶさかではないというふうなことでよろしいですか。

○久世副市長

繰り返しの答弁になりますが、当面は6人でやってまいります。

○江口委員

3人もの子どもが死んでいるわけです。殺されていると言ってもいいかもしれません。虐待の最たるものです。その検証をする体制が1ミリの疑いもない状況でなされるべきである。万全な体制でなされるべきであると思っています。その点については、市としてしっかりと考えてやっていただきたい。ある意味、そこがきちとなされないというふうな形であると、本当だったら、議会として立ち上げなくてはいけないのかなということすら考えなくてはならないかもしれません。その点、しっかりとやっていただきたいということを述べておきます。

次に、このような状況になるのを防ぐ、二度と起こしてはならない、こういうことを考えるときに、どうやって虐待の芽をちっちゃいうちに摘んでいくのかというのが非常に大切になるかと思っています。この点について、同じく3月議会の中で、支援対象事業等見守り強化事業について、お話をしておりました。その中で、市長としては、市長のほうからつくりたい方向をもって、今後、検討を進めていきたいと答弁が 있었습니다。ただ、今回上がっている補正予算を見ると、残念ながら、この支援対象等見守り強化事業に関する予算は入っていないわけですが、こちらに関しては、検討されているとは思いますが、どのような状況になっておりますか。

○子育て支援政策課長

この支援対象児童等見守り強化事業につきましては、見守り事業といたしましては、非常に有効だと思っております。ですが、補助率は10分の10という制度でございまして、この補助対象は、食糧費から人件費まで全ての経費が補助対象となっております。支援する側が受託をすることに力を入れてしまい、地域の支援というものが不足してしまうのではないかとこのように危惧しております。また受託事業者について、探す部分で今、検討しているのですが、その受託事業者を公募した場合、今まで支援活動に何のかかわりもなかった事業者が受託した場合は、支援する家庭に対してのアプローチも難しいと思えますし、支援を受ける側も不安に思われること等も含め考えられます。また、要保護児童対策協議会の支援対象児童等として登録されている家庭の情報、機密情報になりますが、この情報を受託事業者に提供することは、見守り等の実績のない団体に対しましては、信頼関係もなく、非常に不安を感じるところでございます。今現在、市内で、こういった形の事業を実際、実績のあるところをお願いをしようとするところでは、今、検討をしているところでございます。

○江口委員

非常に有効な事業だと思うんだけど、その後の支障があるという点、もう一度ちょっとゆっくり、詳細に説明していただけますか。

○子育て支援政策課長

今、検討している中で問題になっているところといたしましては、受託をしていただく団体、民間団体さんについて、今のところ、市の中でどちらの団体さんが、この事業を受託していただけるか、それが最適なのかというところが検討しているところでございまして、なかなか現在のところといたしましては、そういった団体さんのところが今ちょっとなかなか難しいところで、検討のほうを、ちょっと今しているところでございます。

○江口委員

さっき幾つか言いましたよね。その受託団体の件、それと公募したらという点、そして要対協の情報を提供することがという点、幾つか言われましたよね。もう一度、そこをお答えいただけますか。

○子育て支援政策課長

受託していただける市内の団体というところでは、先ほど申し上げたとおり、なかなか該当するような団体が、なかなか難しいというところで考えております。第2番目に、そういう実

際の実績のある団体ではないところ、公募をした場合につきましては、なかなか今まで支援活動、先ほど言いましたように、支援活動にかかわりのない事業者さんが、支援をする家庭に対するアプローチの関係も難しいというふうに考えております。私ども受ける側も、聞いたことのない団体が来られると不安に思われるというところが、今、検討の中で考えております。また、要対協の支援対象児童等の情報、登録されているご家庭の情報、こちらを提供すること、この受託事業者さんのほうには利用していただくために、この情報をお渡しするような形になってくるかと思うのですが、こちらにつきましても、私どもにも、その見守り等の実績がない団体に対しては、なかなか私どももちょっと難しいというふうな不安を感じるというところでございます。そういう形で、今現在、検討して考えているところでございます。

○江口委員

3月の中でもお話をしたかと思うのですが、鶏が先か卵が先かではないですけど、団体があることを確認してから始めるというのも一つかもしれませんが、片一方できちんこういう形について財源があるので、どこか複数団体でも構わないし、1つの団体がやってもいいし、今回を機会に複数の団体が組んでやっても構わないし、新しい団体でも構わないし、あなた方だったらどうするのかという提案を受ける、そういった形にすべきだと思っているんです。そうしないと、あなた方が、市がつかんでいる情報だけで考えるわけでしょう。市が市内の全ての団体を知っているわけではないわけじゃないですか。まず1点目の受託団体に関して難しいという点については、そういったやり方でクリアになるんだと思っています。また、広報について、今まで支援活動をやっていない団体だったら、何もかわりのない団体が受けると不安だと。当然のことながら、支援を受ける側にとっても不安だと思うというふうなことも言われましたが、それに関しても、それぞれが、手を挙げた団体がどういうふうな形でやっていくのか。今までどういうふうな実績があるのか。ないし、どういったような構成員で、どのような方々で構成されるのか。そういったことを、しっかりと審査すれば問題ないと思います。また、要対協の対象児童、対象家庭というものの情報を渡すようになるけれど、それに関しては不安であるというお話がございましたが、実際には、この支援対象児童等見守り強化事業の中で、要対協の対象家庭に関する情報提供は必ずやらなくてはならないわけではありません。それぞれが、地域の中で、ここがちょっとこの方々が心配なんだという声があがったところから支援をすとか、やり方いっぱいあります。ちなみに、この事業というか、この事業で大きなターゲットになっている子ども宅食という事業、何度か取り上げていますが、子ども宅食がスタートした文京区では、支援対象児童、要対協の対象児童に関する情報を支援団体に提供してるわけではありません。やり方の工夫のできるわけですよ。なおかつ、今、10分の10の予算がつく中で、このコロナ禍の中で、非常に厳しい思いをしている家庭に対して、支援ができるわけですよ。だからこそ今、国は、ある意味、この事業は縛りとしては結構緩い事業なんです。それぞれの団体の工夫が生かされる事業なんです。飯塚の事例と相次ぐように、篠栗での5歳の子どもが餓死した事件も報道されていきました。篠栗に関しては、これに対して命を守る条例案が可決されたというのが、先日の報道であっています。どうやって厳しい状況にある子ども、そして子育て家庭に対して救いの手を伸ばすか。ある意味、やれる手段は全てやるべきだと思うんです。やれる手段が幾つかあるよね。その中で、どれからやろうかなと考えながら時間を経過するのではなくて、やれる手段が目の前にあるのであれば、この状況の中、全てやると。財源が許す中で、全てやるという判断をすべきだと思います。副市長、この点について、どうお考えですか。

○久世副市長

本市で起こりました、この幼い命、3人の幼い命が恐らく楽しい未来があった子どもたち3人の命が、大人によって奪われると、言葉に、表現のしようのないような非常に残念な事件が起こったわけでございます。質問委員がおっしゃるとおり、やはり我々としては、やはりや

れるべきものは全てやっていると。何とかしてこういった事例を防ぐことは、我々にとって、重要な課題であるとは考えております。ただ、ただいまご紹介いただいております事業に関しましては、これはいわゆる業者に対する、例えばプロポーザルで提案型を受けて、事業を発注するわけでございますので、当然そういった部分に関しては、やはり行政は、いわゆる選定する業者について、例えば指名業者でなければいけないなどというふうな、何と言いますか、一つハードルを課して発注する場合もございます。ただ今、緊急性が求められる事業ということを、我々も認識はいたしておりますので、時間がない中ではありますが、内部で研究、検討したいと考えております。

○江口委員

今、業者という話があって、指名業者という話もあったんですが、この事業に関しては、厚労省は任意団体で構わないという話をされているわけです。今まで、こんな実績がある団体に限るとも言っていないんです、現実には。それで、いろんなところで工夫の中でやっているところがふえてきています。ある意味、これ、急いでやっていただきたいというのは、ある意味やっぱり、国の予算にも限りがありまして、令和2年の2次補正でついたのが、30億円ちょっとです。3次補正について、今年度、なっている部分が36億円なんです。ある意味、早い者勝ちかもしれないんです。国の36億円がなくなりましたので、やろうと思って手を挙げたときにはありませんよ、ご自分のお金でやってくださいねと言われることすらあり得るわけです。浜松市だったかと思うのですが、昨年度、非常に早く手を挙げたところがございます。浜松市がやったのは、補正予算の措置を待たずに、予算流用で対応しました。やり方としては、閉会中の委員会に対して、議会・委員会に対して、私どもは、この事業を早期にやりたい。ですので、申しわけないけれど、これについては予算流用で対応させていただく、そして9月の補正予算で流用戻しをするというふうな、こういった形で、いち早く手を挙げた自治体すらあります。残念ながら、飯塚市に関しては6月の補正予算では入っておりませんが、しっかりと中で改めて検討していただいて、早期に、この事業を含めて、子どもを守るためにやれることを全てやっていただく、そのことを求めたいと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:05

再 開 13:05

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

改めて、日本共産党の川上直喜です。この「飯塚市3児童死亡事例検証委員会の設置について」ですけれども、一般会計補正予算に関連の予算計上がありましたので、本会議でもただしたところなんです。その中では、設置時期がどうであったのかということ、それから予算の流用の問題等にも触れましたけれども、この検証委員会が、第三者性を求めたものなのか、それとも内部検証の立場をとろうとしたものかについて不明確だったことから、質疑を重ねていったわけですけれども、その折の答弁では、内部検証のための組織であるというふうに言われました。もともと今、多くの市民や何人かの議員からも、そして私なのですが、求めておるのは第三者性の確保された検証ということだったと思うんですけれども、それとは別に、今回、設置は内部検証というように言われ、かつそれについては、午前中紹介があった要綱もあるわけですけれども、そもそもは、国の既に紹介のあった通知に基づくものだったということでしたよね。そこで、お尋ねしたいのは、内部検証というわけですけれども、本市のホームページによれば、これは5月27日に設置されて、根拠法令等は市の設置要綱によると。委員は6人、非公開となっておりますけれども、この内部検証委員会を、このような形で扱うのは、通常でしょうか。

○子育て支援課長

検証委員会の設置につきましては、その会議を公開するか非公開とするかの判断を要綱で定めたものでございますが、この検証委員会では、個人のプライバシーに関することが、会議の内容に含まれるため非公開というふうに判断しました。

○川上委員

内部の検証委員会というものを、ホームページで、このような形で扱うのが通例かと聞いたわけですが、答弁がありませんでした。非公開と、公開、非公開の別というのは非公開となっております。そこで、非公開の理由を読むと、法令等の規定により、会議が非公開とされているためという、要綱のこれは第5条だということなんだけれど、この要綱の第5条によってのみ、これは非公開になってるわけですか。それとも、法令等というふうに書いてあるので、別のものがあるわけですか。

○子育て支援課長

会議の内容について、非公開とした理由といたしましては、情報公開条例解釈運用基準で、心身の状態に関するものや、個人の生活に関するものなどの個人のプライバシーにかかわるものは、非公開というふうにされております。申しわけありません。飯塚市情報公開条例第8条の運用基準をもって、非公開というふうにいたしました。

○川上委員

内部検証委員会、内部検証のための委員会だというふうに、おっしゃっているわけですね。飯塚市情報公開条例の第16条は、会議の公開として、執行機関に置く附属機関及びこれに類するものとして、その会議を公開するものとしていると。本市においては、業者選考委員会あるいは部長会議などが公開されておりますか。こういうことを考えれば、ここでわざわざホームページに載せて非公開ということまで言うことによって、市民は、これは第三者性を持つ検証委員会を、片峯市長が立ち上げたのだというふうに理解して当然ではないかと思うけれど、どう思われますか。

○子育て支援課長

先ほど、答弁で申し上げました厚労省通知につきましては、宛先が都道府県、指定都市、児童相談所設置市に対して発せられたものでありますが、その中で、市町村や要保護児童対策地域協議会が独自に検証を行うことも望ましいというふうに記載されております。これに基づいて、本市で独自の検証を行うものとしたものでございますが、内部検証を行うに当たり、有識者の意見聴取を行うため、今回の検証委員会を立ち上げたものでございます。第三者委員会との線引きが、若干わかりづらいような表現になりましたことは申しわけございません。ですが、検証委員会につきましては、専門の見地からの意見をいただき、それを内部検証において自己点検を行っていくものとして捉えているものでございます。

○川上委員

ちょっとかみ合わないところもあったけれど、その答弁はその答弁で、また後で触れていきたいと思うんですけど。私は、こういう設置の公表の内容と流れから言えば、市民が、先ほど言いましたけれど、飯塚市長が、第三者性を重視して設置したものと思ったのは当然で、記者会見において、そのことが構成委員についての質問があったのも当然だろうと思います。それで、もう少し見ていくと、これホームページ、第1回会議録をクリックすると、タップというのかな、6月3日、非公開で行われたものを見ると、6人のうち、一人が委員長、一人が副委員長になっています。会議録に書いてあることですから言いますが、誤解を招かないように言いますが、委員長に岡上委員と書いてあります。どういう立場の方ですか。

○子育て支援課長

岡上委員につきましては、福岡県弁護士会から推薦をいただき、委員になっていただいた方でございます。

○川上委員

弁護士会に依頼して来てもらったということですかね。そうすると、副委員長に宮嶋委員とあります。こちらはどういう立場の方ですか。

○子育て支援課長

宮嶋委員につきましては、九州女子短期大学の子ども健康学科の教授でいらっしゃいます。先日、市の職員に対する児童虐待防止のための研修会の講師などをしていただいております。児童虐待に詳しい有識者として参加をお願いしているものでございます。

○川上委員

6人が構成に入っていて、今言われた答弁にあったような立場のお2人を委員長と副委員長に選出したわけですね。これ、第1議題ですね。第2議題が、事務局から以下のとおり提案、了承とあります。ここで、国の通知があるわけですね。紹介を何度もされている。これに基づいてとあるわけですよ。これに基づいて、会議録は云々として、有識者から意見を聴取する機会の場合として、飯塚市3児童死亡事例検証委員会を設置するものと書いてあります。ここに矛盾が内包しているんですね。そこで、先ほど紹介がありましたこの通知は、都道府県と指定都市、それから児童相談所設置市に対して出されたもので、検証委員会、検証のやり方について述べていますよね。これ、市町村ではないですよ。第1の基本的な考え方の中で、3番目に検証組織と書いてあるじゃないですか。ここは、第三者性を重視したと思われるんだけど、重要な点について、こう書いていますけれど、確認してもらえますか。事務局は、当該事例に直接に関与した、ないし直接関与すべきであった組織以外の部局に置くものとするとしていますよね。確認できますか。

○子育て支援課長

そのとおりでございます。

○川上委員

次に、検証委員の構成と書いてあります。ここは、検証委員は外部の者で構成することとなっておりますね。重要なことは、当該事例に直接関与した、ないし直接関与すべきであった組織の者以外の者となっているわけですね。よくかかわった人が当事者と考えますけれど、権限を持っている、職務が、役割があるのにかかわっていないという方も、ここでは当事者という位置づけになっています。これ、確認できますか。

○子育て支援課長

この通知には、そのように書かれております。

○川上委員

これは、先ほど言った3つの立場の地方公共団体でこのようにやりましょうという通知なんですね。飯塚市が、この通知に基づくというふうに言っているわけだけども、それは何に基づくかという、9ですよ。これは先ほど担当課長が、9の(2)を途中まで読み上げられました。これは、この9の(1)と(2)とあるんですけど、標題は「児童相談所又は市町村等による検証」と書いています。まず(1)をちょっと説明していただけますか。

○子育て支援課長

9の(1)を読ませていただきます。検証の対象となった事例に直接関係する児童相談所や市町村等は、当該検証作業に参加、協力するものとするが、児童相談所、市町村、その他の関係機関がそれぞれの再発防止策を検討する観点から独自に検証を実施することも重要である。この場合、都道府県が当該検証作業に参加、協力することも必要である。というふうに書かれております。

○川上委員

委員各位も、各委員もお気づきと思いますけれど、独自に検証を実施することが望ましいとは書いていないんですよ。独自に検証を実施することも重要であると書いています。なぜ「も」がつくかという、先ほど言った3つの立場の検証委員会、検証に、市町村等は、当該

検証作業に参加、協力するものとするが、とあるからです。例えば福岡県で検証委員会をつかって検証していくのであれば、この作業に、市町村は参加・協力するものとするが、とあるから次に、独自に検証を実施することも重要であるときているわけでしょう。この場合、都道府県が当該検証作業に参加・協力することも必要であると書いています。ですから、本市が、この9の(1)に基づいてやろうとするのであれば、この必要と書いてあるわけですから、これに基づくならば、必要と書いてあるわけですから、都道府県が参加・協力するということになるんですよ。その痕跡は、今のところないですね。仕組みにも入っていません。これは言うまでもないことと思うけれど、その方向性については、都道府県と連携、情報共有の上ということ、もうもちろんのことだと思うけれど、読み上げられませんでした。

そしたら、より重要なのが、9の(2)なんです。児童相談所や市町村等が実施する検証は、事例に関係していた当事者間による内部検証でありと書いています。事例を通じて自己点検を行うと書いています。期間内における市役所内における、再発防止策を検討したり、さらにこう書いていますよ。都道府県の検証結果を受けてと書いていますよ。だから、そのときに、本市の内部検討委員会は存在しておかないといけないですね。具体的に実施すべき改善策を検討したりするものであることから、そして、次があるでしょう。強調しているんですね。第三者による外部検証を念頭に置いた検証とは性質を異にするものであると、これは先ほど読まれました。読まれなかったのは、この場合、7の検証方法等については、その趣旨に沿って検証が実施されるのが望ましいというところが読まれなかったわけですけど、7とは何かというのは、また後で出てくると思いますけれど。こう考えてくると、委員長が先ほど紹介されたような立場の方、副委員長が、同じくそういう紹介があった立場の方ですよ。それで十分なリスペクトを持って発言したいと思うけれど、この方たちは、9の(2)でいうところの当事者に該当するわけですか。

○子育て支援課長

ここで言う当事者というものには含まれておりません。

○川上委員

ということは、どういうことなのかという、もう結論がそこにきているわけですけど、一体何なのか。今、飯塚市でできて動こうとしている検討委員会というのは、片峯市長の記者会見に基づいて、第三者性があると、市民に受けとめられるような設置の仕方を急いでやって、しかも、その根拠に全く異質のもの、つまり、この通知を持ってきて、議会では、第三者性を確保する上での不十分さが多々あるではないかと。要対協の問題にしても、事務局の問題にしても、大体人数が足りるのか、市民公募はなぜないのか。私も質問したし、ほかの議員からも指摘があった。そこが指摘されてくると、今度は、いや実は内部検証委員会でしたと言う。本当に、通知に基づく内部検証委員会であったかということで、今、私が言っているように、通知そのものを見ながら聞いていくと、実は通知に基づいていないと。ですから、今後の再発防止のために、徹底した内部検証が一つは要求されるし、どうする方向なのか、その上でということなのか分かりませんが、明確な第三者性を確保した検証チームによる検証が、もう一つたてられる必要がある。この関係はどういうふうに整理されるのか。また県の検証委員会の結果とどういふような位置関係になるのかというのは、にわかには申し上げられませんが、この2つのものが、本市においては、どういふわけか同居させられたために、結局、当事者間の真剣な自己検討が曖昧にされる危険性が非常に強い。私はあえて言えば、教育委員会もかかわっているわけですから、この内部検証委員会の責任者は、片峯市長が委員長として座り、そして副委員長には教育長が座り、そしてそれ相応の部長、課長、メンバーが集まって自己検討するのが当たり前ではないかと。そこに第三者の外部の方に入っていただくと、結局、真剣な自己検討というのは行われず、そして第一線で頑張っている職員は苦しむということになるのではないかとというのが一つ。

それからもう一つは、この通知には、市町村における第三者性を持った検討委員会、検証を求めているんですよね。県には求めているけれど。しかし先ほどから、江口委員の質疑、質問、指摘の中にもありましたけれど、この通知によらず、むしろ通知の都道府県に対する通知の部分をかき、第三者性をもって検証に当たろうとしている自治体もあるわけですね。だからこの当事者と外部の第三者が同居したような検証委員会では、重大な弱点を持って、真実に迫り、教訓を明らかにし、そして再発防止するという点で、極めて重大な不十分性を持つのではないかと私は思うんです。だから先ほど、江口委員の質問に対して、私が聞き間違っていないければ、副市長は、これでやっていって不都合があったら考えましょと、そのときに。というように答弁だったと思うんですよ。いや、それでいいのかという問題は、午前中の質問と答弁を聞いていて痛感したわけです。ですから、これをどうするのかという問題があるんですよ。こういう性質の問題ですから、本来は、皆さん方の中に慣れ合いとか、ましてや事実を隠蔽しようとかいうようなことは毛頭なかつたと思います。しかし、先ほど言ったように真実への接近、教訓をどう明らかにしていくか、再発をどう防いでいくかという点で言えば、どだい間違っているところがあるのではないかと。そして、それを国の通知によるということで、切り抜けようとするのは、正しくないと思う。きょうは市長がいまいませんけれど、この際は、こういう事案、事例なんですから、歩き始めた一歩二歩が間違っていたら、そこできちんと整理をします。再発防止なんだから。絶対失敗は許されませんよ。だからちょっと要綱を、この際、整理し直すと。何のための設置なのかを明らかにして、それにふさわしい構成に切りかえていくというふうにする必要があると思います。部長、どうお考えですか。

○福祉部長

既に県では外部委員会、これが4月23日に招聘して、7名の外部委員で、この事件について第三者による外部検証委員会を立ち上げております。検証に当たり、本市も持ち合わせている情報、このようなものを全て提供し、先日、関係部署、5月27日になりますけれども、県でヒアリングに立ち会ったところでもございます。本市で実施している検証につきましても、その検証に用いる情報や材料が、県と全く同様の情報を用いた検証となっております。同様の材料で同じような性格を持つ2つの外部の第三者検討委員会で行う検証が効果的であるのかどうかという部分もありましたもので、このようなことから県の第三者委員会による委員会では、俯瞰的な部分を含め、本市に関する組織やまた本市からどうしても力の及ばない組織について、しっかりと検証を行っていただいて、本市の検証につきましても、この委員会の中で叩いていただいた内容を、また個別具体的に実務者が検証していただき、その検証結果を、今後の本市の要対協や現場の支援方法でフィードバックをしていくのが一番ではないかなと、そのように考えて、このような組織体制にしたような状況でございますので、ご理解をお願いしたいというふうに考えております。

○川上委員

福祉部長、そういう答弁をしたらだめですよ。今の説明は既に聞いているんだから。その上で、今の答弁、あえて言えばその答弁の中にある矛盾は、既に指摘したでしょう。第三者性が確保された検証の問題と、しっかりした内部検証の問題と、そして、それが国の通知に基づいているという、このないまぜにした状態が国の通知に基づいているという言い方の虚偽ですよ。それについても指摘した。それに対して、何の反省もなく、我々はこう考えてこうしたんだから、ご理解くださいと。これは質問と答弁というか、このやりとりによって、よりよいものに接近していこうという共同の作業としては成り立たないと思う。強引に、これでいいと、あなた方が言っている内容に寄り添って考えていって、こういう矛盾がありますよねということを行っているんですよ。私のほうから、こうあるべきだという言い方ではないんですよ。あなた方が寄って立つものに、立っていくんだしたらこうなりますよねということを知っているんですよ。だから、大きい声を出したら市長にも聞こえるかな、第三者性を確保するという

のであれば、本会議以来言っているような、つまり、この通知で言えば、県がつくるような形のものにしなければならないですよ。それは、9に基づくものにするんだったら、明らかに外部の専門分野の方々が、委員長、副委員長、半数を占めるわけでしょう。これ、どうするんですか。こういうような足がもつれた状態で、この3児童死亡事例の検証というのは成功するんですか。教育長、どう思われますか。

○武井教育長

先ほど教育委員会の話もありましたので、学校もかかわっておりますので、私どもとしては、この市の検証委員会の中で、さまざまな課題やご指摘をいただければと思ったところでございます。

○川上委員

質問を聞いていますか。これは、国の通知に基づく市町村の内部検証委員会だったら、責任者は市長でしょうと。これほどの事件ですよ。副責任者は教育長でしょうということまで言ったんですよ。そこで、それを聞いていて、やりとりを聞いていて、出てくる答弁はそこまでですか。もう答弁できないんだったら、副市長が答弁してください。

○久世副市長

先ほど担当課長のほうも申しとおりましたとおり、その条文を参考にして今回、検証委員会をつくっております。内部検証委員会ではありますが、実際、委員構成は全て外部の方、第三者的な部分も、これはあるのではないかというふうに私は考えております。質問委員がご指摘の中で、私も問題があるのかなと思ったのが、大変申しわけありません、私もそこは確認いたしておりませんでしたけれども、こういった委員会が設置された場合に、その事務局については、そういった当該事業に関係があったところがやっではならんというふうなご案内をいただきまして、これはすみません、私の勉強不足でございました。この部分については確認をしなければならないと思っておりますが、この委員会につきましては、そういった形で、外部委員からなる委員会を設置し、そして今回の事件を検証していただき、我々のほうにご報告いただきたいということで、組織したものでございます。

○川上委員

答弁がわからないですよ。今、つくっているやつの中に、つくったのは第三者性があるというふうに言われたんですよ。であれば、これは国の通知に基づく内部検証というふうに言っているわけだから、副市長が間違っていることになりますよ。

○久世副市長

まだ第三者というのが、非常に私は難しい表現であるというふうに思っていますのが、よく第三者委員会というふうに言われるのは、例えば、その企業の中に重要なコンプライアンス違反があった場合には、第三者委員会を設置して提言等を受けるべきというふうなことで定義をされておりまして、その専門的知見の方にご助言をいただく。そういった形で外部の方を加えて委員に入ってください、そして検証を行う委員会を、今回設置したところでございます。非常にちょっとその第三者というところが、なかなか、私もちょっと表現が非常に苦慮するところがございます。

○川上委員

副市長、こんなところで苦慮するとかいうことではまずいですよ。外部なんですよ。ですから、ここは通達で話をしていますからね。通達の表現で言えば、当事者でない者ということですよ。どういうことかという、くどいけれども、事例に関係していた当事者間による内部検証であり、と書いてあるわけだから、それ以外ですよ。飯塚市とか児童相談所とか福岡県とか、それで、ここは先ほど読んだじゃないですか。第三者による外部検証を念頭に置いた検証とは性質を異にすると。だから、これはこれで徹底的に内部検証と言うのであれば、外部の方を入れずに、先ほど言った、例えばということで市長、教育長と言いましたけれど、自分の手を見

つめながら仕事をしたかどうかを検証するという内部検証ですよ。同時に、先ほどからくどいけれど言っているのは、市民が求めているのは、それだけではなくて、それに基づくと言ってもいいかもしれないけれども、しっかりした外部検証、第三者検証がいるでしょうということを言っているわけですよ。これを中途半端に混ぜてしまうと、両方の任務が果たせない。そのことによって何が待っているかという、再発防止が、十分な対策が打てなくなるのではないですかということを心配するわけですね。私が言っているのはおかしいですか。ちょっと答弁してください。

○久世副市長

川上委員がおっしゃっていることは、十分理解させていただきました。内部でのいわゆる振り返りと申しますか、反省といいますか、こういう手があったのではないかというふうな、当然、内部での、いわゆる執行機関での内部検証も当然必要でしょうし、また今回、検証委員会を設置させていただいていますけれども、この検証委員会の中で、当然提言なり報告等があってこようかと思えます。江口委員の質問に対しても、私がお答えしたのは、この委員会は委員会で、委員会は委員会でという言い方は失礼ですね、委員会は設置をさせていただきました。こちらのほうで審議をしていきますけれども、当然、これは本当に大きな問題でございます。今回、3人の幼い命が奪われるという大問題でございますので、例えば単一的にそこでやったからというふうなことではなくて、多角的にいろんな分野で再発防止を、またいろいろ検討してまいりたいと思っておりますので、いろんなご助言等も参考にさせていただきたいと考えております。

○川上委員

同じ質問を繰り返して同じ答弁を聞くのは避けたいと思うんだけど、要するに、今のこのままいかせていきますということなんだろうと思うけれど、福祉文教委員会における私の指摘は先ほどから繰り返しているとおります。そういう方向では、真理に接近できず、再発防止に有効な行政上の手だてを打てなくなるのではないかという、このことによって、我々は何を失ってしまうかということを考えたら、始めましたから、しばらくいろいろやらせてくれと。そして後で振り返って、いや実はあのときは、国の通知に基づくと言っていましたけれど、委員会でも指摘を受けておったけれど、実は実態は基づいていませんでした。何でそんなことをしたのかと、予算流用して、急いで、第三者性があるかのように装って、実態はない。世間に向かっては、内部検証ですよと言いながら、内部検証でもない。こういう「ぬえ」みたいな姿で、子どもが3人亡くなった事件を検証しようかと思う。これはちょっと間違っていたと思ったら、後がえてくださいよ。

ここで、言うべきことはもう言って指摘もしました。また別の形で、この問題については取り上げて、本当に内部検証ができるように、それから本当に第三者検証ができるように取り組みをしたいと思えますが、最後に、ちょっと気になるのは、市長の記者会見、その他の中で、こういうふうにする理由について明確に言わないだけけれど、通知の7番の1にかかわることを理由にしているような気がして仕方がない。この点については、県の第三者性を持つ検証委員会であろうと、内部検討委員会であろうと、7番の検証方法の(1)から(5)までのポイントについては維持するということを明確に言っているわけですから、その中の(1)についても、はっきりしておけば、先ほど言ったように2つ、第三者性の問題と内部検証の問題と、ここが曖昧だったから、何となく、今みたいな感じになっておる。質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○吉松委員

この検証委員会の設置、要綱に基づいて設置したということなんですけれど、飯塚市には、飯塚市の子どもをみんなで守る条例というのが、平成31年4月1日に施行になってますけ

れど、これの5条の6項、ここに重大な被害を受けた事例があったときには検証するという条文があるんですけども、今度の検証委員会設置要綱の根拠の中に、これは入っているんでしょうかね。どういことでしょうか。

○子育て支援課長

要綱の条文の中に、この条例の引用条項などは入っておりませんが、検証を行う目的といたしましては、この子どもをみんなを守る条例、これも生かしたものだと考えております。

○吉松委員

それでは確認ですけども、これは検証しなければならないと、守る条例の中にもありますけれども、この条例を、やはり今度の検証委員会の中に盛り込んでいるということで、これはクリアしているということではないですか。

○子育て支援課長

そのとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については、調査終了とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

江口委員から「学校でのマスク着用について」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。江口委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。

○江口委員

先日、大阪で5分間の持久走の後に児童が死亡するという事件がございました。そのときに、マスクを使用していたのかどうかについては明らかになっておりませんが、その点を含め「学校でのマスクの着用について」、所管事務調査をやりたいと思っております。委員長において、お取り計らいのほどお願いいたします。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「学校でのマスク着用について」、所管事務調査を行うことに賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって所管事務調査を行うことに決定いたしました。「学校でのマスク着用について」を議題といたします。江口委員に質疑を許します。

○江口委員

先ほど紹介しましたように、持久走の後に死亡した事例がっております。飯塚市の学校において、その指導がどのようになっているのか。またあわせて、その周辺環境について、お聞きしたいと思います。まず、この学校におけるマスク着用、学校における運動時のマスク着用について、国としてはどのように指導しておりますか。

○学校教育課長

国といたしましても、通常の学校教育活動の際には、マスクを着用し、特に近距離での会話や発声等が必要な場合は飛沫を飛ばさないようにマスクの着用を徹底することを申し上げております。

○江口委員

今の分に関しては、運動時ではなくて、学校生活全般についてですよね。運動時に関しては、国からの指針なり何なりというのは、どのようになっていますか。

○学校教育課長

昨年5月21日に、スポーツ庁政策課学校体育室より、学校の体育の授業におけるマスクの着用の必要性につきまして、説明をしております。中身としましては、学校の体育の授業におけるマスク着用は必要ありませんが、授業における感染症リスクを避けるため、距離感を保ちながら体育の授業を行っていくというふうになっております。

○江口委員

今ご答弁のように、学校の体育の授業におけるマスク着用は必要ないというのがスポーツ庁の見解であります。ただ、感染の予防については、しっかりやってねというところがあるんですが、他方で、今回の大阪の事例で、亡くなられたお子さんの保護者の方が言っておられるのが、必要ないと言うんだけど、現実にはそこで子どもたちにやってもやらなくてもいいんだよと投げかけると、子どもたちはどうしてもマスクをしがちである。だから、基本的に必要ないのであれば、学校のほうからきちんと、体育の授業のときには外しなさいと、基本外しなさいと。それでもやっぱりどうしても心配な子どもたちに関しては、十分注意した上で、着けてもいいよというふうにやっていただきたいというふうな保護者の主張がございました。全くそのとおりだと思うんです。その点については、飯塚市としては、実際にはどのような指導を今まで行ってこられたのか、お聞かせいただけますか。

○学校教育課長

昨年度より、この学校教育活動におけるマスクの着用といたしましては、校長会等で周知をしております。本年度に関しましても、体育の時間や部活動、昼休み等で、児童生徒が呼吸が激しくなるような場合、十分な呼吸ができなくなるリスクや、熱中症のリスクがございますので、マスクを外すよう指導しております。特に小学校の児童につきましては、自己責任で苦しいときはマスクを外してもいいよと伝えておりますが、子どもが外す判断を子ども自身に委ねるのは大変、重うございます。そこで教師のほうから、もう外しなさいという形で、声かけをすることと、マスク着用を求める、希望する児童に関しましては、体調の変化に注意しながら、事故防止に努めるよう、本年の6月1日、定例校長会議がございましたので、資料等を提示しながら説明をさせていただいております。

○江口委員

今、最初にお話されたのは校長会とかで周知をしている。本年度も、体育であるとか、昼休みのときに関して、リスクある場合は外すよう指導したというお話だったんですけど、あとまた後で特に小学校の児童に苦しいときには外していいんだけど、6月1日のときに、基本はどちらなんですかね。基本は外すのが基本となって、基本、そういった体育の授業とかで外しなさい、外してやりますよ。ただそれでもやっぱり心配なお子さんに関しては、つけてもいいよというふうな、こういう形になるという理解でいいですか。

○学校教育課長

はい、そのとおりでございます。

○江口委員

今、体育の授業のお話がそうやってございました。昼休みも子どもたちがよく走り回って、私どももそうやって走り回って遊んでいたんだけど、そういったときでも同様に、きちんとそういう昼休みの時とかも走ったりするとき、外で遊んだりするときは基本外しなさい。どうしても心配だったら着けときなさい、そういう指導ということで理解してよろしいですか。

○学校教育課長

はい、そのとおりでございます。

○江口委員

ぜひ、今、6月1日に改めてやったというふうな形でございました。忘れないように適切な時期に改めてお話されたりとか、やっていただければと思っております。

同じように、やっぱりここまでどうなんだろうねと思うのが、通学途中のマスクなんです。

通学途中も、みんなマスクして行っているわけですよ。うちの子もマスクして行くんだけど、片一方で通学途中に関してはしゃべらなかつたら、基本的にリスクないから外して構わないですよ。そしたら、そういうこともあわせて、きちんとお知らせしていただく。子どもたちにきちんとお伝えしていただくこと。それともう一つ大切なのは、それを市民の方々に理解していただくことだと思うんです。そうしないと、マスク警察ではないですけど、あなたのところの学校の子どもたち、マスクしていなかったよという電話があつて、だから、またそこで子どもたちに、通学途中ちゃんとマスクしなさいというようなことにならないように、そういったときにはきちんと、これこれこういうことで、ちゃんと伝えているんだよというのを、学校からも説明していただく。他方で、市民の方々に、子どもたち、通学途中であっても、登校・下校のときであっても、基本マスク外しても構わないんです。ただそこで話していたら、そのときは、ちょっと注意してあげてくださいねとかね、そういうふうな形で、市民への啓発もしっかりやっていただきたいと思います。その点、いかがでしょうか。

○学校教育課長

ご意見ありがとうございます。今回の件につきましても、学校通信等で提示をさせていただいております。また登下校に関しましては、まだそのあたりの周知ができておりませんので、学校のほうに連絡するとともに、教育委員会のホームページ等を使いまして連絡をしていきたいと思ひます。

○江口委員

今、学校についてのマスク着用についてお聞きいたしました。子どもたちのみならず、一般の市民の方々もいっぱいおられます。幼稚園、保育園もあるでしょうし、一般の市民の方々も外で散歩するときとかも同様なことがやはりあると思ひます。ぜひ、市におかれましては、そういったことも含めて、マスク着用以外についても、どのようにしたら安全なんだとか、ここまではしなくてもいいんだよとかいうやつを、できるだけわかりやすく伝えていただくようお願いをしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については、調査終了とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よつて本件は調査終了とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 14 : 02

再 開 14 : 15

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。案件に記載の報告事項の2から7までの6件について、報告を受けることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よつて報告を受けることに決定いたしました。

「保育所の働き方改革コンサルティング業務の実証に関する連携協定について」、報告を求めます。

○子育て支援政策課長

「保育所の働き方改革コンサルティング業務の実証に関する連携協定について」、ご報告をさせていただきます。資料をお願いいたします。まず目的につきましては、保育業務の効率化及び削減を進め、働きやすい保育所の実現及び保育士にとっての働きがいや魅力を創出し、働

き方改革を実現することで、保育人材の確保及び保育の質の向上に資することを目的としております。連携協定を締結した事業者は、福岡市城南区にございます「株式会社S K T」でございまして、この事業を無償で実施していただくこととしております。実施内容につきましては、資料の下記1から5までの事項等について実施し、実証事業の効果検証を行う予定でございます。連携協定の締結日でございますが、令和3年4月26日に締結を行い、4月27日から事業を開始しております。実施場所につきましては、筑穂保育所にて実施をいたしております。実施期間につきましては、協定締結日から令和4年3月31日まででございます。現在、筑穂保育所の職員を対象にアンケートを実施してございまして、集計結果をもとに全職員の個別面談を行い、現状分析を行っているところでございます。今後は、現状分析をもとにアクションプランを作成していく予定といたしております。

この実証事業で効果が確認されれば、他の公立保育所・こども園への導入の検討を行うとともに、私立の保育園長会にて、この事業の効果等について報告を行い、各園の働き方改革の参考になればと考えております。以上で報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

今、聞き漏らしたかもしれませんけれど、この株式会社S K Tが、無償でと聞こえたけど、聞き間違いですか。

○子育て支援政策課長

株式会社S K Tのほうに、無償で請け負っていただくようになっております。

○川上委員

株式会社、利潤追求に頑張らなければならない株式会社が、この業務を無償でというのは、どういうことですか。

○子育て支援政策課長

保育所の働き方改革のコンサルを実施している事業所でございますが、公立保育所の関係では実施した経緯がないということで、今回は無償で、まずさせてくださいというふうに提案を受けております。

○川上委員

練習台ですか。

○子育て支援政策課長

練習台ということではございません。実績のあるコンサルをされておりますので、それに基づきまして実証をしていただくということで考えております。

○川上委員

経過を伺います。こちらから相談したのか、向こうから相談があったのか、どういう話し合いをして、株式会社が、無償で労働を供与するのか。受けていいものかもあると思うので、ちょっと丁寧に。

○子育て支援政策課長

昨年10月13日に開催されました九州経済産業局主催の九州SDGs経営推進フォーラムにおきまして、株式会社S K Tから保育現場における働き方改革の提案を受けたことがきっかけとなっております。経緯といたしましては、以上でございますが、その後、個別に事業内容の提案を受けまして、公立保育所・こども園の園長さんと、子育て支援課と、私ども子育て支援政策課と内容等協議を行いまして、実施することを決定いたしました。

○川上委員

そのところを分解してちょっと教えてくれませんか。いつ、どういう内容の提案が、誰に対してあったのか。それを受け取って、誰が受け取って、それを内部でどう検討して、では今

度、この日に話を聞きましょうというふうになった、その辺の経過をもう少し分割して話してくれませんか。

○子育て支援政策課長

まず、九州SDGs経営推進フォーラムの参加につきましては、飯塚市として参加するという方向性がありましたので、まず、私ども子育て関係の政策ということで、ライブで協議を行いまして、手を挙げさせていただいております。このフォーラムにつきましては、企業さんが11者ぐらい手が挙がっております、すみません、ちょっと数のほうはあれですけど、最終的に5者が対象としまして、オンラインによる、それぞれの相談会という形で、いろいろな提案を受けております。その中で、まず子育て支援課と子育て支援政策課のほうで協議を行いまして、保育士の働き方改革、先ほど言いましたように、保育士確保と質の向上につながるものと考えまして、こちらと、その後の話を一回詳しく聞いてみたいということで話をしております。11月に、実際にその事業者さんのほうに来てもらって、働き方改革に関する事業提案を受けております。その内容につきまして、内部で協議しまして、また公立の保育所、こども園の園長会のほうでも、その内容を話しまして、そちらのほうでも、まずは詳しく聞きたいということで、園長会のほうに、この株式会社SKTに来ていただきまして、そこで事業の内容を詳しく説明をしていただいております。その後、園長会と子育て支援課、子育て支援政策課のほうで、どうするかという協議を行いまして、まず、働き方改革につながるものというふうに判断いたしまして、この提案を受けたということでございます。

○川上委員

わかりましたか。わからないでしょう。箇条書的に言ってくれませんか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:22

再 開 14:25

委員会を再開いたします。

○子育て支援政策課長

失礼いたしました。まず令和2年10月3日に、先ほど言いました九州経済産業局主催の九州SDGs経営推進フォーラムのほうで、こちらの株式会社SKTとの情報交換を行いました。その後、令和2年11月17日、株式会社SKTに飯塚市に来庁していただきまして、このときには子育て支援政策課と人事課の働き方改革推進室の職員で、保育士の働き方改革の提案を受けております。続きまして、令和2年12月の、ちょっと日にちは、すみません、中旬ごろなんです、子育て支援課、子育て支援政策課との中で、この株式会社SKTが提案している実証事業の内容について、事業が実施可能かどうかを協議しております。その後、1月13日の公立保育所園長会議のほうで、子育て支援政策課のほうから、事業の提案の内容を説明し、まずその説明を企業から聞くかどうかの判断を、そこでしていただきました。そのときに、企業のほうと話を聞いてみたいということで、2月10日に行われました保育所園長・所長会議のほうで、株式会社SKTから事業提案の内容を説明をしていただいております。それが、その中で保育所園長会議の中で、この働き方改革の実証事業を受けたいという話になりまして、子育て支援課と子育て支援政策課で協議いたしまして、内容を決定いたしております。今回、その企業からの提案を受けておりますので、3月に飯塚市の公民連携推進会議のほうに提案をいたしております。その後、4月の部長会議、庁議の中で説明いたしまして、この連携協定を受けるものについては、承認を受けております。

○川上委員

あなた方、これ、何のために報告しているわけですか、福祉文教委員会に。経過の説明のために報告しているんでしょう。議案じゃないんだから。なぜ資料を出さないんですか。なぜ出

さないのか、それをまず聞きたい。

○子育て支援政策課長

申しわけありません。きょうについては、資料の提出をちょっと今回はしておりませんでした。

○川上委員

株式会社から、議会に報告はいいけど、資料は出さないでくださいと、そういうような話になっているわけではないわけですか。

○子育て支援政策課長

そういう話ではございません。

○川上委員

では、内部抑制があるわけですか。福祉文教委員会には報告はするけれども、資料を出さないという内部抑制があるのかということなんだけど、どうですか。

○子育て支援政策課長

そういったものもございません。私のほうが、この経緯について提出していなかったということでございます。

○川上委員

部長だっておられるわけですから、次長もおられるでしょう。こういう重要な案件についてね。そしたら株式会社S K T、名前もわからないんだから。この株式会社S K T、どういう会社か教えてください。

○子育て支援政策課長

株式会社S K Tにつきましては、福岡市城南区に所在をしております。設立が1992年4月17日、資本金が1300万円。従業員が、現在10名ということでございます。事業内容といたしましては、学童保育の運営、ICTサービスの提供、ホームページ作成、こういったコンサル、すみません、保育業務支援システムの販売代理店も行っておりまして、その中で、コンサルの業務をいたしておるといふうに聞いております。こちらの株式会社S K Tの関連法人で、きりん幼稚園、きりん保育園のほうに関連法人となっております。

○川上委員

幼稚園と保育園を経営しているわけですか。

○子育て支援政策課長

関連法人ということで、きりん幼稚園ときりん保育園のほうの経営を、S K Tが経営しているわけではございませんけれど、関連法人ということになっております。

○川上委員

どういう関係ですか。関連というのはどういう関連ですか。

○子育て支援政策課長

こちらの法人のほうを、親族のほうが経営されているというふうに聞いております。

○川上委員

関係がないじゃないですか。なぜ関連と呼ぶのか、資本の関係があるわけですか。

○子育て支援政策課長

そこの今のお話については、確認はいたしておりません。

○川上委員

そういうものを関連と呼ぶんですか。このコンサルタント、保育に関するコンサルタント業務の実績は聞いてますでしょう。どういうものがありますか。

○子育て支援政策課長

保育園における働き方改革のコンサルの実績は10件ございます。筑穂保育所と同規模の保育園につきましては、先ほど言いました関連法人と言いました、きりん保育園のほうで働き方

改革を実施いたしておるといふうに聞いております。

○川上委員

それだけですか。あなたが言う関連のきりん保育園だけですか。

○子育て支援政策課長

すみません、10件の実績があるというふう聞いておりました、筑穂保育所と定員規模が同規模のところといたしましては、先ほど言いましたきりん保育園と佐賀市にございます中央保育園、佐賀県小城市にございます牛津こどもの森の3園を、同規模の所としては3園されているというふう聞いております。

○川上委員

きりんというのは、どこにあるんですか。

○子育て支援政策課長

福岡市城南区にございます。

○川上委員

会社の所在地ときりん保育園の所在地は別なんですか。

○子育て支援政策課長

番地で行きますと、城南区友丘4丁目の、SKTが1の19、きりん保育園につきましては、1の15ということで、全くの同一ではなく、近くにあるものと思われます。

○川上委員

会社の場所は、わからないままなんです。

○子育て支援政策課長

すみません、現地にまでは行っていませんので、インターネットのほうでの確認はいたしております。

○川上委員

その会社、実態があるんですか。

○子育て支援政策課長

実態はあるものと思っております。

○川上委員

その実態があると思う根拠は何ですか。

○子育て支援政策課長

株式会社SKTのほうで、保育業務支援システムのほうの販売代理店をしておりますので、それについては、インターネット上で、SKT以外の分のインターネット上で確認をいたしております。

○川上委員

ソフトの販売をしているんですね、そういう業務の。社長の名前は何かというんですか。

○子育て支援政策課長

代表者が、友枝佐季子でございます。

○川上委員

この会社は、飯塚市以外の、もう残り少ないと思うけれど、公立保育所にも提案をしたことがないのでしょうか。

○子育て支援政策課長

そのような話は聞いておりません。

○川上委員

聞いていないというのは、どういうことですかね。こっちが聞かないので、聞かなかったという意味ですかね。聞いてもそういう事実はないという意味ですかね。

○子育て支援政策課長

今、こちらの法人とお話しする中で、公立のほうは、働き方改革について実施したことはないというふうにお話は聞いております。

○川上委員

寄附行為になるわけですね。この株式会社は、この寄附行為をどういう位置づけでするのか聞いたことがありますか。

○子育て支援政策課長

すみません。この行為が寄附行為というのは、存じ上げませんでした。

○川上委員

無償の労働の提供ではないのですか。ボランティアで来るんですか。既にあなた方と何度も会っているけれど、この業務で会っているんでしょう。業務として、提案文書をつくって、業務としてあなた方に接近というか、会っているわけでしょう、既に。これから行おうとしている行為は業務でしょう。株式会社の事業活動、そのものではないんですか。これは株式会社の社員ないし役員が、個人的ボランティアで、飯塚市にこういう提案をしているわけではないでしょう。だから無償の労働の提供ではないんですか。これを寄附行為と言わないんですかね。

○子育て支援政策課長

連携協定を結んでいる中で、その中に費用負担のところがございまして、それぞれ発生した費用について、それぞれが負担するものとするというふうな形で協定書のほうを締結しておりますので、私どもとしては、寄附行為というふうには考えておりませんでした。

○川上委員

先ほど、私、聞き間違ったかと思って、無償と聞こえたけどと言ったら、無償だと言われたでしょう。発生した費用を、何て言われたんですか、今。それぞれ負担すると言ったの。無償とどういう関係になるんですか、それは。

○子育て支援政策課長

先ほど、質問委員が言われました、こちらのほうに来ていただく交通費であったり、コンサルの業務だったりする分については、それぞれの費用はそれぞれ負担するというので、私のほうとしてはS K Tのほうは、もうその部分については、無償で請け負っていただいているというふうに考えております。

○川上委員

それはわかりました。具体的には、どういう費用が発生するわけですか。S K Tのほうには。

○子育て支援政策課長

今、コンサルの業務も行っていただいておりますので、発生する費用としましては人件費、あとこちらに来ていただいておりますので交通費等が発生すると思われれます。

○川上委員

それは、投資でなければ寄附でしょう。その会社は、どういう位置づけで、株式会社というから株主もおられるんでしょうけれど、この行為で事業活動だから、損はできないですね。損するようなことをしたら、おかしいでしょう。当然、見返りがあるから、投資ないし寄附をするわけですね。どういう位置づけで、この会社はこういうことをするんでしょうか。投資目的、寄附目的、目的は何でしょうか。

○子育て支援政策課長

こういった公立保育所としての実績というのが、今までないということでしたので、飯塚市のほうで、この働き方改革が成功すれば、実績に上がってくるということで、その分で投資というか、S K Tのほうに飯塚市に協力して、連携協定を結んだものと考えております。

○川上委員

次の角度からちょっと聞くけれど、今、公立筑穂保育所で、働き方の問題でどういう問題があるのですか。この民間に業務実証に関する仕事をしてもらわなくてはならないような問題点

は、どういふのがありますか。

○子育て支援政策課長

筑穂保育所に問題があるということではございませんが、飯塚市の公立保育所・こども園の業務の中で、保育士の確保について、大変、今現在、難しいものがございましたので、まずこの働き方改革を実施することによって、離職防止等に役立つのではないかと。また、そういった業務効率化が推進されましたら、保育士さんの質の向上、保育の質の向上にもつながってくるのではないかとこのように考えております。

○川上委員

S K Tというのが登場しなければ、この改革は始まらない、できないという流れがあったんですか。飯塚市は、独自に働き方改革の努力をしていっている流れの中で、この会社が合流してきたわけですか。それとも、この会社から提案されて初めて、働き方改革を考え始めたわけですか。どうですか。

○子育て支援政策課長

飯塚市の働き方改革推進計画もございますので、働き方改革につきましては、市全体で取り組んでいるものと考えております。ただ今回、このSDGs経営推進フォーラムを行うに当たりまして、このS K Tのほうから、働き方改革という提案がございましたので、それについて、先ほど経緯で述べましたけれど、内部で協議いたしまして、これは実効性があるというふうに考えまして、今回、この連携協定を結ぶことになったというふうに考えております。

○川上委員

よい保育をするために、保育士の皆さんの働き方を、労働者という権利とか、そういうのと、よい保育をやるということの二元性はあると思うけれど、そのために働き方を考えていこう、あるいは、それは保育士の維持と確保にもつながっていくんでしょけれど、これについて、労働組合、飯塚市職員労働組合とは話し合いをしてきたことがあると思うけれど、その流れと、今回のことについて、かみ合いはどうなんですかね。労働組合に相談したんですか、大体。

○子育て支援政策課長

本年2月に、職員労働組合の委員長のほうに、口頭ではございましたが、こういった働き方改革の実証事業を行うことを伝えております。

○川上委員

伝えたというのは、どういうことですか。協議をしたとかいうことではないということですか。

○子育て支援政策課長

すみません、私のちょっと言い間違いでございまして、委員長のほうと協議をいたしております。その中で了承をいただいております。

○川上委員

保育部会とかないんですか。

○子育て支援政策課長

すみません、把握しておりません。

○川上委員

委員長とだけ話したんですか。

○子育て支援政策課長

委員長とお話しております。委員長だけでございます。

○川上委員

労働組合、とりわけ現場の保育士さんと話をして、その意見を聞いて、政策を決めていくという事案だろう。全体的にそうですけど、特に働き方改革というわけですから、そういう事案ではないかと思うんですよね。

それでこれが終わったら、このS K Tはどうするんですか、飯塚市で。それから先のことは決まっていらないんですか。1年間、こういう仕事を無償でしましたと。その次の展開は、話し合いはないんですね。どうですか。

○子育て支援政策課長

本市といたしましては、こちらで効果があらわれましたら、他の公立保育所・こども園での導入の検討を行うようにいたしております。この株式会社S K Tから、働き方改革の件で私どもがまだ導入の検討中でございますが、導入するという話が決まりましたら、こちらのほうにも手が挙がってくるかと思うんですけど、その際は、まず公募でこの働き方改革の委託契約という形で考えておりますので、このS K Tと随契をする、随意契約をするというふうには考えておりません。

○川上委員

考えておりませんと言ったんですかね、考えておりますと言ったんですか。

○子育て支援政策課長

考えておりませんというふうに申し上げました。株式会社S K Tにも、その話については、事前にお話はさせていただいております。

○川上委員

しかし、普通に考えると、ここがソフトもつくっているわけでしょう。働き方改革、保育所の、そのソフトをそのままというわけではないでしょうけれど、そのソフトを持ち込んでくるんでしょう。今、随意契約を考えていませんというふうに言っても、そこまでくれば、そのソフトを使うことになれば、随意契約であろうが、入札であろうが、随契も入札でしょうけれど、こういうやり方で、本当の意味での公立保育所の保育士の、あるいは保育所の本当の意味での、人間らしく働いて、普通に働いて暮らせて、そして、よい保育をしていくというような意味での改革につながるかどうか、ちょっと了承しがたいと思います。質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

今回、連携協定を結んだということです。今、お話があったのは、まずS K Tからの提案があったわけですね。この提案書、並びに今回の連携協定そのものに関して、本当だったら資料を出していただいたほうがいいんだけど、報告事項なので資料要求ができないので、その提案と、その協定そのものについて、口頭で説明いただけますか。

○子育て支援政策課長

まず提案につきましては、よりよい保育を行うために必要なことは、どういうことかということで資料をいただいております。その中で、国のビジョンが明確でスタッフに浸透している、スタッフ同士のコミュニケーションが円滑に行われている、スタッフの余裕がある、仕事量が適切である、失敗を恐れず実行し、振り返る風習・仕組みがある。こういった保育所が望ましいという形、目指す保育所という形での提案はあがっています。

その次に、保育現場において、なぜ働き方改革が必要かということで、働きやすさと働きがいを実現させるにはということで、働きやすさと働きがいについて、まず働きやすさにつきましては、就労時間とか職場関係、そういったものが大事であると。働きがいについては自己効力感と自身の成長、そういったものが実現させるためには大事だというふうに提案を受けております。

まず保育現場については、やりたいことがあっても、なかなか目の前の仕事でやれていないということで、こういった働き方改革をやって、よりやりたいことをやれるようになっていこうというような形の表題がございまして、課題等を解消するためには、課題をそれぞれ分割して、業務を行うか、行わないか、必要か、必ず必要なのか。必要ではないけれど、やりたいと

いうことをやっているのかと。そういったことでマストとウォントに分けていきましょと。あと作業分担の洗い出しをやっけいきましょと。そういった形の具体的なアクションプランという形の資料が出ております。最初に言いましたけれど、目指すゴールを掲げまして、それについて、現状の業務の洗い出し、理想の一日のスケジュールをつくり、その後一日のスケジュールを実現するために、業務を減らせるものと効率化できるものに分けて、それを実行と振り返りを行いましょというふうに、アクションプランは書いております。

あとは、この働き方改革のアクションプランを実行するための問題点や、サポートについて、この株式会社S K Tができることを記載をされております。最後にスケジュール、年間のスケジュールが大体こういうスケジュールで行いたいというふうな提案書をいただいております。

あと連携協定書につきましては、第1条で、目的を記載しております。これは先ほど最初に説明いたしました目的でございます。連携事項につきましても、先ほどの資料の2にございませとところになります。3につきまして、実施場所、筑穂保育所、4条につきましては、費用負担ということで、先ほど申しましたけれど、それぞれで発生した費用はそれぞれが負担すると。5条で有効期間、令和4年3月31日までとしております。あとは6条、7条では協定の変更とか解除という形のを記載してございまして、第8条で個人情報の取り扱いを書いてございませ。第9条、その他ということで、疑義が生じたときは、それぞれ協議の上、これを定めるというふうな協定書を結んでございませ。

○江口委員

提案書で出てくるもの、先ほど川上委員のほうからもソフトという話もあったんだけど、そのソフトをつくるための、この連携協定という意味では、今お話をお伺いする限りでは見えなかったんだけど、ソフトなり何なり、そういったものを使ってやる形になるのか、それとも単純に、どうやって問題点の洗い出しをしよう、それに対してどうやって動いていこうとかいうふうな形だけになるのか、その点いかがですか。

○子育て支援政策課長

こちらの株式会社S K Tがしていますのは、保育業務の支援システムの販売代理店を行っていらますので、働き方改革のソフトをつくっているというわけではございません。今回は業務改善とかをやっていく上で、先ほど言いましたような内容、なおかつ今年度から公立保育所・こども園につきましても、当初予算に計上させていただいてございまして、保育業務の支援システムを導入していらますので、そちらを使って効率化ができればというふうには考えていらます。

○江口委員

今の支援システムの販売代理店であることが1点と、もう一点、当初予算で支援システムを導入するという話があったんですけど、その導入する支援システムというのは、このS K Tのシステムということですか。

○子育て支援政策課長

株式会社S K Tが販売代理店でございますので、こちらから導入したということではございません。市のほうで導入している部分が、保育業務支援システムの内容については、たまたま同じシステムが入っているということで、販売代理店を利用して導入したということではございません。

○江口委員

市が当初予算で導入したシステムに関しては、今回のS K Tが取り扱っている。S K Tから直接買ってはないんだけど、S K Tが取り扱っている支援システムということでもいいですかね。

○子育て支援政策課長

はい、そのとおりでございませ。

○江口委員

何か、聞く限りあまりよろしくないような気がしなくはないのですが。今回、無償で筑穂保育所とやるわけですね。それ以降、他の園にという話がございました。他の園に広げるときに際しては、改めて、もしかしたらSKTさんに公募するかもしれない、公募する予定なんだけれど、その中では、もしかしたらSKTさんがその委託を受けることは十分あり得るということですかね。手を挙げることができるということですかね。

○子育て支援政策課長

今考えているのが、先ほど言いましたように公募をいたしましたプロポーザル方式でやりたいと思っています。ただ公募ですのでSKTさんが申し込んでくれば、そこを排除するというふうには考えておりません。

○江口委員

今回SKTと連携協定を組むのは、要は、どのように洗い出しをして、どのように解決していこうという、その流れの部分ですね。それを、ある意味、市としては公立保育園というノウハウを提供しながらやるわけでしょう。SKTはある意味、自分たちが持っている部分を提供しながら、お互いつくり上げていくわけなんだけれど、そう考えると、公立のほかの園に広げようとするときに、例えば、何らかのシステムを使わなくてはならないので、システム費用が発生するというのであれば、応分の負担をするのはあり得ると思うのですが、このように、ある意味市としてもノウハウを提供しながらつくるものを、他の園に広げたい、広げようということ考えたときに、改めて費用が発生するというのは、いかがなものかと思うのですが、その点についてはいかがですか。

○子育て支援政策課長

すみません、システムを導入するというのは、もう今現在、導入をいたしておりますので、それについての応分の負担というのではないというふうに考えております。あと、働き方改革ですので、そのシステムというのは道具の一つで、それを利用するかしないかというのは、その提案内容等によってくると思いますので、あくまでも働き方改革で業務改善等を行って、保育士さんたちの業務の負担軽減を行いたいというふうに考えております。

○江口委員

連携協定を今年度やる中で、働き方改革のノウハウに関しては、お互いが一緒につくり上げるわけでしょう。ですね。そうすると、ある意味、市のものとして既にあるものを、来年度以降、改めてほかの園に広げるときに、改めてそこで、なぜお金を発生して、業務を出すのが私はわからないと言っているんです。

○子育て支援政策課長

今、言われますとおり、委託について、やるかやらないかというのは、まだ全然決まっております。検討をするとしか申し上げておりませんが、今言われているのは、今後もそういったノウハウをお互い取り入れたので、無償でそのまま続けていくということで、もしそういうご質問であれば、そういうことではなく、ほかの働き方改革のやり方を一度公立でも経験していますので、それが本当に一番いい方法なのか、どうなのかというのは、別途検証しまして、ほかにも保育業務のコンサルをやっている事業者がございますので、そういったところとも話を聞いて、最終的に公募の働き方改革の部分が導入ができるという、仮にできる話になるようであれば、そういった形で公募をしてプロポーザルで決めたいというふうに考えております。

○江口委員

今のお話は、さっきは効果が上がれば、他園での導入を検討する。ただし随契ではなく公募でやりたいという話だったとは思うんですね。今は、ちょっとそこから本当にやるかどうかわからない、無償でやってもらうかもしれないという話で、ちょっと変わってきたような気がするんだけれど。ここ、本当に気をつけないと、ある意味、無償で連携協定をすれば、ある意味、その後がやりやすくなるという、一円入札ではないんだけれど、そこと似た形になると、

それは行政運営としては妥当ではないということがあり得ると思うんです。何回もお聞きしますけれど、ほかのところと同様にこうやって連携協定やらせてよと。私どもは、ほかのところで行っているこのノウハウを提供するので、あなた方は公立の園のノウハウを提供していただきたいという形で、お話があったときには、当然、いろんな検討した上で受けるというふうな形になるんですかね。

○子育て支援政策課長

その事業提案を、内容を確認しながら、最終的には公民連携会議等に諮って導入するかしないかという形になろうかと思えますけれど、その提案自体をまず聞いて、内部でその提案が妥当かどうかというのは、当然協議をさせていただきたいと思えます。その後、先ほど言いました公民連携の推進会議等に諮って、市としての方向性が決まれば、提案があったところと、また働き方改革の実証事業を行うという形はあり得る話だとは思っております。

○江口委員

こうやって働き方改革に関して、筑穂保育園からスタートして、一定の成果をおさめられそうになりましたとなります。これ、保育園は、公立だけではなくて、私立もあるのですが、そういうところに対しても広げることはお考えになっておられますか。

○子育て支援政策課長

先ほどちょっとご説明させていただきましたが、効果があった場合には、こういった働き方改革についての報告を、私立の園長会等で、一応報告をさせていただきまして、参考になればというふうには考えております。

○江口委員

あくまでも、きょうは、今回締結した連携協定についての報告なので、この程度にとどめますが、十分に慎重に考えていただきたいと思うんです。最近いろんな形の連携協定というのがふえてきました。それはある意味、前向きに業務をやっている成果だとは思いますが、片一方で、安易な連携協定をやって、それが変な形でノウハウだけ捉えて、ある意味、商売のバイパスのところを、変に業者さんのところにつくるような形になってはならないと思います。今、私立の園にも効果があったら紹介したいという話がありましたけれど、そういうことだったら、私どももぜひやりたいという業者さんが山のようにおられると思うんです。そうすると、最初にこういった形を考えるんだけど、何かご提案がありますかというふうな形で、幅広く受け付けをした上で、その中で、このように選定をいたしました。まずそれについてやってみますというふうな形がないと、ある業者さんから来たので、いいねと思って飛びついただけだと、そこだけが得したという形になりかねません。ぜひその点について、十分注意した上で、この案件についても、やっていただきたいとお願いしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

今、江口委員が質問されている間に、ちょっとネットで調べましたけれど、先ほど、資本金は幾らと言われましたかね。

○子育て支援政策課長

資本金のほうは、1300万円というふうに聞いております。

○川上委員

ネットを見ると300万円というふうになっていますけれど、そちらは登記簿か何かで確認した金額ですか。

○子育て支援政策課長

登記簿では確認しておりませんが、株式会社SKTの提案資料での確認となっております。先ほど言いました川上委員の言われます、そのホームページでも、私も早急に確認いたしました

て、このホームページ自体がもう何年か前で更新がされておられませんので、その分でなく、新しく、この資本金に変わったものだというふうに考えております。

○川上委員

そういう会社ということですね。そのくらいの会社ということですね。それで、先ほど1の19、1の15ということでお聞きしたところ、きりん保育園の近所にその会社があるということになっていきますけれど、今、グーグルマップで見ると、運動場があって、グラウンドがあって、こちらが幼稚園、こちらは保育園、ここも保育園、この会社の番地を示すと、1の19を示すとここに当たる。保育園の施設の一部。保育所が2つありますよ、グーグルで見ると。そのうちの片方に、この株式会社が入っている。今のところ、まだこのきりん保育園が株式会社なのか、社会福祉法人なのか、ちょっと今は調べられませんでしたけれど、株式会社が保育所の中にあるようになっていきます。おまけに、衆議院議員のポスターが貼ってあるのが、ストリートビューで見える。相当慎重にものを考えていかないと、国の機関経由の話かもしれないけれど、飯塚市がとんでもないことに巻き込まれて、公的保育の中核である公立保育所を混乱させかねない心配も、今のところ持ちました。終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中武委員

ちょっと私のほうから何点か。実はもう、ちょっと私も今回、6月議会に働き方改革を一般質問しましたので、ちょっと関連ではありませんが、今度、保育所の働き方改革のコンサルティング業務ということなんですけれども、これ、子育て支援課のほうで、何か主体にやってくれるように思いますが、目的を見ると、保育業務の効率化なり、要するに業務の削減なり、働きやすい、魅力をつくるために働き方改革をするんだということなので人材の確保にもつながるんだということ、目的をうたっていますけれども、これは子育て支援課がやるのもあれなんでしょうけれど、これを本当に実施していくと、保育士の業務内容が変わるかもしれないという、スクラップ・アンド・ビルドが発生するという可能性も十分にあるということだから、やっぱりこれ、人事課もしっかり働き方改革にはかんでおかないと。ただ仕事を見直しました、見直されたら必ずスクラップ・ビルドだって、保育士のこの業務はもうカットしますよ、見直しましたから。そのかわり、負荷業務に新しい業務が入りますよということに、多分なってくるんだろうと思うんですね。そういうことをかみ合うので、この働き方改革というのは、やはり職場の業務の関係が変わるかもしれないということなので、人事課と一緒に連携をしておかないと、大変なことになりますよね。いやもう現場が変わるとき、変えていきますよと、そうはならんでしょ。同僚議員も言われたみたいに、職員団体の方もいろいろおられて、これ勤務・労働条件の変更になってしまうからですね。そういうことも十分考えてください。

それと業務内容で、1から5まで書いてありますが、実施の事項ですかね、これは全部その向こうのSKTが作成をしてやるということなのか。あと保育士等の意識改革アンケートをすとなっているけれども、等とはどこまでの話、目的とするのか、わかりましたら教えてください。

○子育て支援政策課長

まず、人事課の働き方改革推進室と今年の11月以降、事業者から話があれば、それについては全て報告していますので、人事課との連携はいたしております。それと、先ほど言われました実施内容のところの部分ですが、まずこの1から4まで、こちらにつきましては、SKTのほうでコンサルとして入って、基本的には保育士さんたちにも一緒に考えていただくような形になります。保育士等と書いてありますが、これにつきましては調理員の方とか、保育所では、いろんな支援員さんとか、ほかの業務の方もいらっしゃいますので、それで保育士等というふうにつけさせていただいております。

○田中武委員

わかりました。等の意味はわかりましたけれど、意識調査のアンケートというのは、こっちでつくるんですか。こっちでつくるの、それとも。

○子育て支援政策課長

コンサルの株式会社SKTがまず作成しまして、事前に私たち、子育て支援政策課のほうと、保育主幹補とで、内容の確認をさせていただきまして、それで実際のアンケートを、まず最初にとったところでございます。

○田中武委員

調査項目も、子育て支援課だけではなくて、事前に受ける保育士さんあたりも、ちょっとやっぱり相談をしておかないと、これは本当に、極端に言ったら、外部に漏れたらいかん案件もあるかも。一応、公立ですからね。ということも、十分考慮しないといけないと思っています。それと、筑穂保育所が場所になるんですけど、実施時期が3月31日までですよ、来年のね。大まかな、そこまでのスケジュールとかいうのは、何か出せるんですか。あるんですか。

○子育て支援政策課長

提案いただいているスケジュールはございますけれども、実際には、現場の筑穂保育所といろいろ話しながら、スケジュールについては前後することがあるかと思いますが、スケジュールといたしましたら、まず5月にアンケートを実施しまして、6月にアンケートの分析という形で考えております。提案していただいている内容については、1週間の行動記録等については6月中にということになってはいますが、実際、4月、5月は保育士さんの人事異動等がございまして、当然、ちょっと対応はできない。そこは事前に調査しまして、できないということで、それについては、またちょっと先送りにはなっております。そこら辺、弾力的にスケジュールも、ちょっと多めには取っていますので、まず現場の負担にならないような形で、スケジュールを組んでいきたいと思っております。

○田中武委員

そうですね、当面のスケジュールなり、ゴールラインが見えないと、何事も作業が進みませんので、ぜひお願いしたいと。そのときには現場の保育士の関係、職員とも十分協議をしていただくよう、よろしく願いいたします。終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中博委員

すみません、やりとり、何度も聞かせていただきますけれども、何で民間のこのコンサルにお願いしなくてはいけないかという理由が、いまは私にはわかりません。飯塚市の保育所の働き方改革ですので、飯塚市の子育て支援政策課が、一番現状をわかっている課が、結局、民間に頼まなくてはならないほど、もう手詰まりの状態なのでしょうか。飯塚市職員の働き方とか、教職員の働き方とか、そんな指針・方針が出されまして、それに基づいて課内でやったけれども、どうにもならないと。具体的にここの部分が、どうしても民間の力を借りないと改善できないからお願いするというものが、具体的にあれば教えてください。

○子育て支援政策課長

昨年、各保育所・こども園のほうで、私どものほうで事務的業務とか、いろいろ、保育士さんですから、保育業務以外のことも今やっただいている部分がありますので、そういった調査も行いまして、どういった形で切り分けができるかというのは、子育て支援政策課のほうではいろいろ考えていこうということで考えておりました。ただ、今回、10月に行いました九州SDGs経営推進フォーラムのほうで、そういった業者のほうから、働き方改革の提案がございまして、内容を見ると、同じ職員がかかわっていくということも大事なことだと思うんですけど、第三者の目でそういった形で、働き方改革を推進していくという、今度はその検

証の中で、そういったものが、そっちのほうがいいのかなというふうな形でちょっと考えて、外部に働き方改革をお願いしたところでございます。

○田中博委員

よくわかりません、今の説明では、具体的に何がだめなんですか。ちらっと説明中ではやるべきことができないとかいう話をされていましたが、することが多過ぎてやるべきことができないとなれば、やるべきことを少し減らすとか調整するとか、そういったことを考えていけば解消できるのではないかと思うし、保育士の確保となれば、簡単に言うと、待遇・処遇を改善すれば集まるのではないかと思いますし、そういったことも全てやって、どうにもならないから民間にというふうな話だったらいいんですけども、まだまだ担当課でできることは、いっぱいあるのではないかと思うんですけども、実情もよく知ってあるし、採用もそこでされているんですから、保育施設でも。それをわざわざ民間に頼んでという、そこまでしなくてはいけない理由が、いまいちはっきりわからないので、具体的に一番わかりやすい理由を教えてください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:20

再 開 15:32

委員会を再開いたします。

○子育て支援政策課長

失礼いたしました。外部になぜ出すのかということで、今回については、連携協定の提案があつて、それはきっかけとしてちょっとさせていただきたいと思っておりますが、今、皆さん、いろいろ心配していただいている公立のほうに、なぜ市外から、わざわざ来てもらってまでするのかというような、いろいろとお話をいただいております。飯塚市のほうとしましても、働き方改革については、今回の連携協定の実証事業とあわせてところで、市内の私立保育園につきましても、働き方改革が進んでいるところも、いろいろあると思いますので、それらについても調査研究しながら、飯塚市の公立の保育園、保育所、こども園のほうのプラスになるような形で、そういった私立の先進的なところも調査して、取り入れていけたらと思っております。よろしく願いいたします。

○田中博委員

それでは、あと要望させていただきます。今後の保育所の働き方改革、当然公立の保育所と、当然私立の保育所がございすけれども、まずは地元飯塚の中でのそういった声を、まず拾いあげていただいて、現場の声をまず十分に聞いて、認識されて、そしてどうやったらお互い、いい方向に進んでいくのかというのを研究されて、このS K Tさんは福岡の民間の会社さんで、当然飯塚の私立保育所がございすので、まず飯塚のところに重を置いたところで、ちょっと皆さん、大変でしょうけれども、まずは聞いていただいて、そして現場の方からいろんな声を聞いて、それに対応するという形の体制づくりを、まずしっかりと築いていただいて、何とかこの難しいデリケートな部分ですけども、クリアしていただきたいことを要望して終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「福祉関連事業等のPCR検査事業の実施について」、報告を求めます。

○高齢介護課長

「福祉関連事業所等のPCR検査事業の実施について」、報告させていただきます。資料を

お願いいたします。本件は、本年6月1日に、SB新型コロナウイルス検査センター株式会社と連携協定を締結し、福祉関連事業所等に関する2つのPCR検査事業を開始いたしましたので、その概要について報告するものでございます。

事業は2つございまして、1つ目が、市内の保育、高齢者、障がい者事業所などの福祉関連事業所におきまして、感染者が発生した場合のPCR検査事業でございます。保健所の指示による行政検査の対象とならなかった従事者に対しまして、事業所からの希望により、PCR検査キットを交付するものでございます。検体の発送費用は事業者負担でございますが、検査キットは市から無料で交付いたします。2つ目の事業は、福祉関連事業所において感染者が発生していない場合のPCR検査によるスクリーニング検査事業でございます。検査キット及び検体の発送費用は、事業者負担でございますが、検査キットの費用は、検査センターの社会貢献事業としての無利益提供によって安価、安い値段となっております。また協定締結により、検査センターから優先的に検査結果を得ることができることとしております。以上、福祉関連事業所等のPCR検査事業の実施についての説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○田中武委員

一つだけお願いします。PCR検査の検査キットというのは、具体的にどういうものなのか教えてください。

○高齢介護課長

唾液を採取する、小さな、何と言うんですかね、試験管のようなものに唾液を採取して、小包で送付するものでございます。

○田中武委員

検査結果というのは、すぐわかるんですか、2、3日かかるんですか。

○高齢介護課長

検査結果は、検査センター、福岡市のほうにございますけれども、そちらに到着した当日もしくは翌日に判明して、結果についてはメールでお知らせすることとなっております。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

○川上委員

この会社はどのような会社ですか。

○高齢介護課長

今回お願いいたします会社というのは、SB新型コロナウイルス検査センター株式会社でございます。ソフトバンクグループ株式会社の100%出資会社でございます。

○川上委員

ですから、事業所がどこにあって、役員はどうなっていて、資本金はどうなっておるかとか、登記簿に書いてあるようなことがあるじゃないですか。それを見て、その連携協定を結んだかどうかを聞いているわけですから。ちゃんと見ていますと。相手が紙に書いて持ってきた資本金が1300万円だったから、それを信じて1300万円とかいうことでもいいのかということなんです。協定を結ぶんです。相手がどういう者か、相手の名刺だけ見て協定を結びますか。そういう意味で聞いているんです。

○高齢介護課長

申しわけありません。相手方の法人登記の確認までは行っておりません。事業所からの書類によりまして、出資金が24億200万円、代表者が、代表取締役社長池田昌人氏、所在地が東京都港区海岸1丁目7番1号、設立年月日が2020年7月17日となっております。

○川上委員

さっきも気になったんだけど、市が協定を結ぶ相手が、社会的にどういう存在なのかを確認せずに、相手が持ってきた紙とか、それだけで協定を結ぶという習慣はやめたほうがいいよね。絶対にあり得ないですよ。それが、堂々とまかり通っているのは、別の力があるからではないのですか。相手が出した紙が有効ですよという裏書、どういう力が働いているんですか。それから、この事業は、誰の事業なんですか。飯塚市が主体の事業ですか。それともソフトバンクの事業なんですか。

○高齢介護課長

飯塚市とS B新型コロナウイルス検査センターの連携協定による事業でございます。

○川上委員

成果は出るだろうと思います。当然、重要なことですから。しかし瑕疵が、よくないことが起こったときは、誰がどう責任をとるようになっているんですか。

○高齢介護課長

今回、治療とかいうことではなくて、検査結果でございますので、ちょっと瑕疵というのは想像しにくいのですけれども。責任問題で言いますと、検査の主体であるS B新型コロナウイルス検査センターではないかと思います。

○川上委員

この事業は、飯塚市と、この会社の共同事業と言ったでしょう。何かよくないことが起こったときは、市は何ら責任をとらないということなんですか。

○高齢介護課長

連携してやっている事業でございますので、何かよくないことがあるということであれば、検査センターと市とで共同して責任をとることになるかと思います。

○川上委員

それは、あなた方はよく顧問弁護士に相談するじゃないですか。相談しているんですか。協定書の内容を見てもらって。

○高齢介護課長

今回の協定書の内容につきましては、顧問弁護士に相談した経過がございません。

○川上委員

新型コロナにかかわる、その防御体制をどうするかという大事な事業だと思うんですよ。これについて、民間と協定を結ぶということはあると思うけれど、その責任関係を明確にしておかないといけないのではないかと思いますけど。副市長、どう思います、こういうの。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 43

再 開 15 : 44

委員会を再開いたします。

○久世副市長

質問委員から先ほどおっしゃっていただきました、いわゆる間違いが起こる、私も起こり得ることなのかなと思っています。例えば、抗体を検査センターが取り違えたりして、違う人の検査結果が行ったりとか、いろんなリスクが潜んでいることは確かだと思います。今回、その協定の中において、いわゆるリスク分担等が、明確な記載が今ありませんが、先ほど担当課長が答弁いたしましたけれど、やはりこれは、飯塚市とS Bのほうで連携協定をして行っておりますので、両方で協議をして、当然、その際は責任を負わなければならないというふうには考えておりますが、今ご指摘のとおり、その部分はやはり明確にしておく必要があるというふうには考えております。

○川上委員

一般質問でも、別の議員が、そういう性質のことについて、ただしたじゃないですか。なんだか公民連携ということで、相手が誰かもよくわからないまま突き進みましょうという傾向が、福祉の分野に、何かいつの間にか、こういった形で入ってきているというのは、ちょっと正したほうがいいと思いますね。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

1点のみ。この検査の結果、陽性だったりとか陰性だったりとか、結果がわかるわけですが、その結果については、市にも情報共有がされるのかどうか、その点どうなっていますか。

○高齢介護課長

検査結果の判明の件数だけは、報告をいただくようにしておりますが、個人名までは求めておりません。

○江口委員

結果で、例えばA事業所が10件受けました。そのうち何件が陰性で、何件が陽性でした。そこまでは来る。ただ個人名は来ないという形でいいですか。

○高齢介護課長

そのとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「令和2年度 障がい者就労施設等からの物品等調達実績について」、報告を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

「令和2年度 障がい者就労施設等からの物品等調達実績について」、ご報告申し上げます。国において、平成25年4月1日に施行されました「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の第9条に基づきまして、本市では、飯塚市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針に沿って、障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進に取り組んでおります。この取り組みの令和2年度実績について取りまとめましたので、ご報告申し上げます。

資料を出させていただきますので、ごらんいただければと思います。表が2つございます。上の表が令和2年度の調達状況を、下の表は過去3年の実績をまとめたものでございます。令和2年度の調達実績は、上の表にございますとおり、件数にして24件、総額767万4672円となっております。前年度の実績884万9001円を調達目標としておりましたけれども、下のほうの一番下の右側でございますとおり、昨年度比で7件の減、117万4329円の減となっております。2年度の内訳としましては、物品に対しては、記念品など4件で120万3939円。役務に関しましては、主に公園や公共施設の清掃、草刈り業務など20件で、640万733円となっております。調達目標を超えることができなかった主な原因といたしましては、隔年で製作する冊子を令和2年度には作成しなかったこと。元年度の実績に、国の経済対策事業による調達が含まれていたことなどがあげられます。今年度は、令和2年度の調達実績額を目標といたしまして、関係各課のニーズや施設等の実態を把握しながら、当該事業について推進をしていきたいというふうに考えております。以上簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件の福岡地方裁判所判決について」、報告を求めます。

○生活支援課長

「生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件の福岡地方裁判所判決について」ご報告させていただきます。平成27年6月30日開催の厚生委員会にて報告しておりました「生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件」につきまして、令和3年5月12日に福岡地方裁判所で判決が言い渡されましたので、その概要のご報告でございます。

この請求事件につきましては、福岡地方裁判所へ福岡県内の生活保護受給者84名を原告として、国、福岡県、飯塚市、福岡市、北九州市、古賀市、福津市を被告とし、平成25年8月より厚生労働大臣の定める生活扶助基準の改定が行われ、各自治体等の福祉事務所長が生活保護法第25条第2項に基づく、生活保護基準変更決定処分を行ったことによって、生活扶助費が減額されたことが、憲法第25条、生活保護法第3条及び第8条に違反するとして、生活保護基準法変更決定処分の取り消しを求めて提訴されていたものでございます。この原告側の訴えに対する福岡地方裁判所の判決では、今回の生活扶助基準の減額改定を行った厚生労働大臣の判断の過程及び手続に過誤、欠落があるとは言えず、厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱、又はその濫用があるとは認められない。したがって、この改定は適法であり、これに基づき、原告らの生活扶助費を減額した決定も適法というべきものであるとの判断から、原告からの訴えが棄却されております。

なお、この福岡地方裁判所の判決を受け、原告が令和3年5月24日に控訴を提起していることの連絡が福岡法務局よりありましたが、その詳細につきましては、まだ示されておりません。この控訴に関する進捗状況につきましては、今後の福祉文教委員会において、随時報告させていただくこととしております。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

同様の訴訟は、29都道府県で約900人が争っているということです。それで、名古屋地裁、札幌地裁、今紹介がありました福岡地裁では、請求棄却で原告敗訴ということになっておりますけれど、大阪地裁においては、2月に処分の取り消しを求めると、裁判所が取り消したということになっておりますけれど、大阪地裁が取り消した中心的な論点はこういったことかわかりますか。

○生活支援課長

大阪地裁判決におきましては、本件改定後の生活扶助基準の内容が被保護者の健康で文化的な生活水準を維持するものであるとした厚生労働大臣の判断には、その余の点について判断するまでもなく、平成20年からの物価の下落を考慮し、消費者物価指数の下落率よりも著しく大きい下落率をもとに改定率を設定した点において、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠いており、したがって、最低限度の生活の具体化に係る判断の過程及び手続に過誤、欠落があり、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるから、本件改定は、法3条、第8条の2項の規定に違反し、違法であるとの判断が出ております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「財政見通しについて」報告を求めます。

○財政課長

それでは、財政見通しにつきまして、報告させていただきます。令和元年度に公表しました財政見通しにつきまして、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、財政見通しがどのようなになっているか確認するため、改定いたしましたので、その内容につきまして報告させていただきます。

1 ページの表紙に記載いたしておりますように、一般会計と3つの特別会計を合わせた普通会計ベースで作成いたしております。なお、この普通会計のうち、住宅新築資金等貸付特別会計につきましては、令和2年度をもって廃止いたしております。次に、財政見通しの対象年度につきましては、令和3年度から5年度といたしております。これまで公表してまいりました財政見通しと同様に、10年間分の数値を表示いたしておりますが、令和6年度以降につきましては、実施する事業量や事業費を見込むことが困難でございますので、参考値といたしております。今回公表の財政見通しの基本的な推計方法は、令和2年度の決算見込額または令和3年度当初予算額を基準値としまして、それに増減要素、特殊要素を加味して推計いたしております。

2 ページをお願いいたします。具体的な推計条件を記載いたしております。詳細の説明は省略させていただきますが、過去の実績から増減率を算出して基準額に乗じて推計した項目、基準額に加味した作成時点で判明している特殊要素等を記載いたしております。特殊要素を加味いたしておりますが、基本的には、このままいけば、現在の制度のままであれば、どのような財政状況になるかという観点で作成した財政見通しとなっております。

3 ページをお願いいたします。推計条件により推計した財政見通しでございます。上の表が、歳入の見通しでございます。令和2年度決算見込みの歳入計では、新型コロナウイルス感染症対策の影響で、897.7億円となっておりますが、令和3年度以降は大きく減少するものと推計いたしております。下の表が歳出の見通しでございます。令和2年度決算見込みの歳出計では、894.6億円となっておりますが、歳入同様、令和3年度以降は大きく減少するものと推計いたしております。

5 ページをお願いいたします。歳入、歳出の主な項目の説明資料を添付いたしております。歳入の市税につきましては、令和2年度決算見込額を基準額としまして、令和3年度と令和4年度は、市民税のコロナ影響額をマイナス2.9億円と見込み、令和5年度からの5年間で回復するものと推計いたしております。次の実質的な普通交付税につきましては、合併団体の特例措置である合併算定替が終了する令和3年度当初予算額を基準額といたしまして、市税、扶助費、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の繰出金、公債費、国勢調査人口などの影響額を加味して推計いたしております。

歳出の扶助費は、令和2年度の決算見込額を基準額として、令和5年度までは基準額に過去の増減率を乗じて推計し、令和6年度以降は、現在の生活保護扶助費の減少傾向、その他の扶助費の増加傾向がいつまで続くか想定できませんでしたので、令和5年度の数値と同額で推移するものといたしております。これに国庫支出金、県支出金、普通交付税算入額などを併記することで、制度上の市の実質的な負担額を推計いたしております。

公債費は、借り入れ済みの市債に対する償還額、それと令和2年度以降、借り入れ見込額の特別事業分と特別事業以外分に分けて償還見込額を推計いたしております。今後の市債を活用した事業の実施次第では、数値は変動するものと推測いたしております。補助費等は、一部事務組合分は、消防組合分で大きく負担金の増加が見込まれるため、令和4年度以降に、想定額ではございますが、2.5億円を加算いたしております。ふくおか県央分につきましては、環境施設の再編整備に係る負担金が増加するものと推測されますが、概算額もわからない状況のため、加味いたしておりません。コロナ対策分は、地域経済対策として想定される地域活性化応援券発行事業費を、市税のコロナ影響期間と合わせて計上いたしております。

6 ページをお願いいたします。繰出金は、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計分につきまして、令和 2 年度決算見込額を基準額として、基準額に増減率を乗じて推計し、その他の特別会計分につきましても、令和 2 年度決算見込額を基準額といたしまして、地方卸売市場事業特別会計分の新市場建設に係る起債の償還額等を加算いたしております。

次の事業内容の項目では、8 ページにかけて、今回の財政見通しに算入した普通建設事業費の特別事業の事業名、施設名、事業費及び財源内訳等の推計を記載いたしております。なお、事業費につきましては、事業規模を確認するための概算数値でございまして、実施の際に、事業費は変動することが想定されます。

8 ページをお願いいたします。新型コロナウイルス感染症対策事業分につきましても、事業名、事業費及び財源内訳等の推計を記載いたしております。市税のコロナの影響が見られる令和 8 年度までは経済対策を実施し、それ以降は既に実施しております事業継続貸付事業の預託金、利子補給金等を計上いたしております。

次のふるさと応援寄附事業分では、令和 3 年度以降、寄附金額を令和 3 年度当初予算と同額の 30 億円で推移するものとして設定し、必要経費を差し引いて、ふるさと応援基金の年度末残高を算出いたしております。この年度末残高が、翌年度の事業に活用できるものとして推計いたしております。

戻りますが、4 ページをお願いいたします。以上のような推計の結果、「③収支（財源調整必要額）」に表示しておりますとおり、令和 3 年度、4 年度につきましては 20 億円を超える財源不足、令和 5 年度以降は 10 億円前後の財源不足が発生するという推計となりました。なお、表の下に記載いたしておりますが、第 2 次行財政改革大綱後期実施計画の目標である「令和 5 年度時点で単年度の収支を黒字化」につきましては、達成が困難な推計となっております。

次の「④財政調整基金および減債基金の年度末残高の合計」、こちらのほうに財源調整をした結果の財政調整基金及び減債基金の年度末残高の推移を表示いたしております。表示しております期間内は、財源調整が可能であるという推計となりました。こちらの表の下に記載いたしておりますとおり、行革目標が設定されてございまして、「令和 5 年度時点で 64 億円以上」、この目標につきましては、達成可能な推計となっております。

次の表の「⑤臨時財政対策債および災害復旧事業債を除いた公債費」の表につきまして、こちらも、行革目標が設定されてございまして、「令和 5 年度までは 60 億円以内で推移」ということにつきましては、達成できる推定となっております。

この財政見通しで判断いたしますと、ふるさと応援寄附金により、11 億円を超える財源を確保した推計となっているにもかかわらず、毎年度、財源不足が発生する推計となっており、ふるさと応援寄附金が減少することもあり得ること、また財政調整基金及び減債基金に限りがあることを考慮いたしますと、いま一度、財政状況を認識した上で、財政運営の見直しが必要となっている状況をあらわしていると考えております。

最後に、繰り返しになりますが、財政見通しは現在の制度のままいけばという前提で推計いたしておりますので、今後の制度改革や事業費の変動があった場合は、この財政見通しも変動いたしますことを申し添えまして、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○江口委員

4 ページの「⑤臨時財政対策債および災害復旧事業債を除いた公債費」であります。これは公債費の残高であるのか、それとも単年度の金額なのか、その点ちょっとお聞かせいただけますか。

○財政課長

毎年度の支払うべき公債費の推計となっております。

○江口委員

公債費の残高というのは、どこかこの中にありますか。

○財政課長

今回市債の残高につきましては、こちらの見通しに記載いたしておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市公共施設等のあり方に関する関連計画（改訂版）の策定について」報告を求めます。

○財産活用課長

「飯塚市公共施設等のあり方に関する関連計画（改訂版）の策定について」、説明させていただきます。資料の4ページをお願いいたします。下段の図、関連計画体系図と（4）見直しの必要性をあわせてごらんください。公共施設等のあり方に関する計画として、本市では、平成28年1月に第2次公共施設等のあり方に関する基本方針（公共施設等総合管理計画）を策定し、この基本方針に基づく実施計画として、平成29年7月に、公共施設等のあり方に関する第3次実施計画を策定し、公共施設等の適正配置など、最適化に取り組んでおるところでございます。この基本方針の策定後5年が経過したことから、これまでの計画の実施状況を確認するとともに、国の指針を踏まえた計画とするために、中間見直しを行い、関連計画（改訂版）の策定を行いましたので、その内容について報告するものでございます。

計画期間は、第2次公共施設等のあり方に関する基本方針が、平成28年度から令和7年度の10年間で、今回は中間見直しのため、令和3年度から令和7年度の5年間といたします。5ページをお願いいたします。今回の見直し内容は、施設の総量などの最適化の実施状況や、施設の劣化・運営状況を把握し、客観的に捉えることで、今後の取り組みを整理するものでございます。6ページをお願いします。施設の最適化に向けては、6つの指針を定め取り組んでまいりました。その実施状況を7ページ以降に示しておりますが、そのうちの総量の最適化の実施状況について説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。公共施設等の総量の最適化については、目標として、計画期間10年間で約4万5千平米の削減を掲げております。その内訳としまして、市営住宅が2万5千平米、その他の公共施設で2万平米としておりましたが、平成28年度から令和2年度までの達成状況は、7990平米、目標に対し約18%の削減となっております。なお、施設分類ごとの削減面積は、8ページ下段及び9ページの表、dの実績増減面積でご確認願います。また、15ページからは施設の劣化状況、19ページからは施設の利用状況の調査結果を掲載しております。

次に、23ページをお願いいたします。以上の調査結果から、実施計画の課題としましては、面積の削減目標の達成状況が不十分であること、施設の劣化状況が進行していること、運営状況は改善の進捗が停滞していることなどが見えてまいりました。24ページをお願いいたします。5年間の取り組み結果は、総量の最適化を初め、やや低調となりましたが、公共施設のあり方に関する基本方針と実施計画の策定趣旨に鑑み、平成28年度に作成しました基本方針は、今後も継続して取り組んでまいります。なお今後5年間の個別方針として、総量・配置の最適化や、運営主体・運営方法の最適化、空きスペースや跡施設・跡地の有効利活用などに取り組んでまいります。

27ページをお願いいたします。今回、改定する計画では、計画的に適切な保全を行い、機能停止などを未然に防ぐ予防保全による施設長寿命化を推進し、財政負担の縮減、平準化に取

り組むため、学校施設、公営住宅以外の公共施設において、施設の長寿命化に関する基本的な方針を整理しております。

28ページをお願いいたします。目標使用年数を、長寿命化に適合する施設は80年、不適合施設は60年とし、環境系施設は、設備の劣化状況により判断されるため、30年に設定し、施設ごとの個別方針を整理しました。その結果としまして、それぞれの個別方針は30ページから34ページに記載しておりますが、別途、長寿命化計画が作成されております学校施設と公営住宅を除く97施設のうち、80年の適合施設は36施設、60年が15施設、廃止及び廃止を予定している施設は18施設、移転や必要最小限の補修などを行う施設が28施設となりました。

次に、長寿命化の有効性を判断するため、長寿命化方針を反映した維持更新費の再試算を行っております。平成27年度に試算した維持更新費のシミュレーション結果は36ページ、今回、令和2年度のシミュレーション結果は38ページをお願いいたします。まず36ページでは、当初計画を策定した時点で試算した施設の維持管理費総額は、30年間で総額2199億円、年間平均73億円かかると試算していたものに対し、長寿命化改善等を実施することで、38ページの今回の見直し、令和2年度で総額1470億円、年間平均49億円という試算結果になりました。これらのことから、財政負担の縮減、平準化のためにも、長寿命化改修等を施設所管課と協議してまいります。

39ページをお願いいたします。最後に、今後5年間で取り組むべきこととして、6つの最適化、①総量の最適化、②配置の最適化、③運営主体の最適化、④運営方法の最適化、⑤空きスペースの有効活用、⑥跡施設・跡地の有効利活用、それぞれの進捗管理と事業の推進、専門性の高い有識者との連携、まちづくりとの連動などをさらに推進するため、全庁的な推進体制とPDCAサイクルを確立することで、目標達成に向け取り組んでまいります。なお、47ページ以降には、施設別のカルテを掲載しております。以上簡単ではありますが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。なお、飯塚市公共施設等のあり方に関する関連計画における具体的な施設等に関する質疑については、当委員会の所管に関するものにとどめていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

○江口委員

1点だけ。今回の改訂版の中では、今後、30年間の維持修繕費用として、年間で約49億円になると。73億円だったものが、今回の見直しで49億円になると話が出ております。この49億円については、先ほど報告があった財政見通しの中には入っているのでしょうか、どうでしょうか。その点だけ。

○財政課長

今、質問のありました内容につきましては、単年度、毎年度の額として平均化された数字が49億円となっております。一方、財政見通しにつきましては、各年度に実施する維持修繕更新に係る見込額を表示いたしておりますので、完全一致した形での反映ということにはなっておりません。

○江口委員

完全一致した形での反映ではないんだけど、おおよそこの1470億円というのを踏まえた上で、全体としては、基本的に入っているという理解なのか、それとも入っていないのか、その点、どうですか。

○財政課長

失礼いたしました。一致はしていないものの反映されているものと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中武委員

1つだけちょっと教えてください。間違っていたら、すみません。文化・生涯学習施設の分ですけれども、今度、嘉徳劇場を飯塚市が施設管理をするような話になっていますが、このことは、今後5年間の分には、これは別に入れなくていいということなんですかね。入れるべきではないかなと思っているんですけど、どうですかね。

○財産活用課長

現時点では、まだ譲渡も受けておりませんので、まだ計画の中には入っておりません。

○田中武委員

今後、飯塚市が、将来、うちに譲渡になるんだろうと思いますが、そのときはまた改めて見直しというか、追加みたいな形になるということに理解してよろしいでしょうか。

○財産活用課長

はい、そのとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休 憩 16:19

再 開 16:35

委員会を再開いたします。

閉会中の特別付託事件について、お諮りいたします。本委員会として、「児童虐待防止に向けた取り組みについて」及び「ICT教育について」を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として、「児童虐待防止に向けた取り組みについて」及び「ICT教育について」を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けることに決定いたしました。なお、本件については、会議規則第105条の規定に基づき、議長に申し出をいたしますので、ご了承願います。

これをもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。